

令和4年 教育委員会

第3回 定例会 議事日程

令和4年2月8日（火）

第1 議 案

【子ども総務課】

- (1) 議案第4号「令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」
- (2) 議案第5号「教育事務に関する議案の意見聴取」

【指導課】

- (1) 議案第6号「人事案件」【秘密会】

第2 報 告

【子ども支援課】

- (1) 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例

【子育て推進課】

- (1) 千代田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第3 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（2月20日号）

令和3年度

教育に関する事務の管理及び執行

の状況の点検及び評価（令和2年度分）

報告書

令和4年2月
千代田区教育委員会

**令和3年度
教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価(令和2年度分)報告書**

目 次

1	はじめに	1
2	点検評価の方法等について	2
3	対象事項	4
4	有識者意見	5
5	各事項についての評価及び今後の取組み.....	13
6	あとがき	16
参考	資料1 教育委員会の活動.....	17
	資料2 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 実施要綱	26
	資料3 有識者会議資料(第1回)	29
	資料4 有識者会議資料(第2回)	53

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

1 はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成19年6月改正 平成20年4月1日施行）に伴い、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされた。

本報告書は、法律の規定に基づき、千代田区教育委員会が令和2年度の事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行ったものである。

今回の点検評価を踏まえ、より一層効果的で区民に信頼される教育行政を推進していく。

2 点検評価の方法等について

(1) 教育委員会の基本計画等における目標と施策

区は、総合計画である「ちよだみらいプロジェクト(平成27年度～令和6年度)」において、37の「施策の目標」を掲げている。この目標は、区の将来像を具体化するために実現をめざすもので、教育委員会は、関連する下記の目標について、重点的に取り組む内容を定めている。

《施策の目標22》 ちよだみらいプロジェクト：P66・67

保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます

- 【主な取組み】・待機児童ゼロ対策（保育園・学童クラブ）
- ・民間事業者支援（保育園・学童クラブ）
 - ・児童施設の整備

《施策の目標23》 ちよだみらいプロジェクト：P68・69

安心して子育てができ、子どもたちがすくすくと育つ地域づくりを進めます

- 【主な取組み】・子ども・子育てに関する総合相談
- ・児童の虐待防止・早期発見
 - ・子どもを支援するための給付

《施策の目標25》 ちよだみらいプロジェクト：P72・73

他者を思いやり、人との関係をより良く築く力を共に育む教育を進めます

- 【主な取組み】・心の教育の推進
- ・多様な体験活動の充実
 - ・子どものいじめ防止対策
 - ・個に応じた指導の充実

《施策の目標26》 ちよだみらいプロジェクト：P74・75

グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます

- 【主な取組み】・きめ細かな指導の推進
- ・健康・食育・体力向上プランの推進
 - ・国際教育の推進
 - ・伝統文化理解教育の推進

《施策の目標27》 ちよだみらいプロジェクト：P76・77

児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます

- 【主な取組み】・教育施設の整備
- ・児童の安全確保の取組み
 - ・子どもの遊び場確保の取組み

(2) 点検評価対象事項の選定

教育委員会における総括的な課題のうち、横断的に取り組んでいる事項の中から選定する。

(3) 点検評価の実施方法

教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する「点検及び評価に関する有識者」の知見の活用を図りながら行う。教育委員会でその結果を取りまとめ、報告書を作成し、議会に提出するとともに、ホームページ等により区民に公表するものとする。

ア 点検及び評価に関する有識者 名簿

氏 名	役 職
明石 要一	千葉敬愛短期大学学長
湯川 嘉津美	上智大学総合人間科学部教授
武内 志穂	株式会社三菱総合研究所参事
日永 龍彦	山梨大学大学教育センター教授

イ 有識者会議の開催状況

	開催年月日・会場	概 要
第 1 回	令和3年10月19日 会場：神田公園区民館	1. 令和3年度 実施方針等の説明 2. 評価対象事項の説明 （発達支援及び特別支援教育の推進） 3. 千代田小学校特別支援教育の説明・学級見学 4. 子ども発達センター（さくらキッズ）の説明・見学 5. 質疑応答 6. 今後の日程について
第 2 回	令和3年12月6日 会場：麴町区民館	1. 評価対象事項の説明 （保育園、こども園、幼稚園と小学校の連携） 2. 保・幼・小合同研修会の説明（11/17実施） 3. 交流研修経験保育士及び教諭の発表 4. 質疑応答 5. 今後の日程について 等

3 対象事項

事項名	概要
(1) 発達支援及び 特別支援教育の推進	<p>心身の発達に課題のある幼児・児童の健やかな発達や成長を支援する、子ども発達センター「さくらキッズ」を中心とした未就学児等への支援や、障害のある幼児・児童・生徒の自立と社会参加に向けた適切な指導及び必要な支援を実施。</p> <p>有識者会議資料（第1回）：本誌P29</p>
(2) 保育園、こども園、 幼稚園と小学校の連携	<p>乳幼児期の保育教育の充実と小学校への円滑な接続を行うため、「千代田区の子どもたちのための就学前プログラム」を策定し、学校体験、合同子ども会や保育士と幼稚園教諭の人事交流など、様々な活動を実施。</p> <p>有識者会議資料（第2回）：本誌P53</p>

4 有識者意見

明石要一（千葉敬愛短期大学）

（1）発達支援及び特別支援教育の推進

《 評 価 》

特別支援教育の施策は、とても行き届いていた。千代田小学校の拠点校方式は、理にかなっている。来年からもう一校増やす提案について賛成する。千代田はインクルーシブ教育でも先端を行っていると感じた。

「さくらキッズ」は、4年前にも視察したが、個別相談は言うまでもなく、集団指導に特色がある。実際視察して、幼児期の集団づくりの大切さと難しさが理解できた。

《今後の取組み》

特別支援教育では学童期の子どもたちへの支援はゆっくりだが、整いつつある。しかし、課題は義務教育を終えた子どもたちへの支援である。

高等部に進んだ子どもはまだよいが、進学しなかった人や高等部を終えて社会人になった人たちの「放課後」の居場所づくりが求められている。

ITが進むとネット注文が増え、トラブルが生まれやすくなっている。生活者としてどういったIT教育が必要か検討しなければならないだろう。かつて、社会教育の分野で「青年学級教育」があった。ここでは賢い生活者を育てる狙いもあった。今、青年学級教育が廃れている。それに代わる仕組みが求められている。

（2）保育園、こども園、幼稚園と小学校の連携

《 評 価 》

保・幼・小合同研修会が多く持たれているケースは少ない。平成23年度からこの三者が合同で年2回開かれていることが高く評価できる。しかも自地区開催は必修研修となっている。

保育士及び幼稚園教諭の交流研修が年間を通じて開かれている。子ども支援課と指導課が合同で担当している。これも極めてめずらしい。

千代田区独自の一年間の派遣研修生制度を設けている。幼児教育担当の教諭と保育士が派遣先を選べて研修できる仕組みである。ややもすれば「タコつぼ」にはまりがちな教育界で、他流の修業ができるこの制度はもっと高く評価すべきである。

《今後の取組み》

派遣研修制度を幼児教育だけでなく、小・中学校にも適用できないだろうか。

区独自の職員と都の職員の壁は高いが、工夫を重ねてほしい。千葉県では公立高校と私立高校の教員の交換人事を行っている。

幼・小の接続では、ネックになりがちなのが先生方である。管理職は熱心な方が多いが、担任の先生方は、一般的に「自分の学級」だけに関心が行きがちである。小学1年生30名の中で、何園の保育園、幼稚園から来ているかについて知らなすぎる。入学式の祝電を見ると平均10園前後である。小学校の先生が幼稚園、保育園に直接関わる機会を設ける必要がある。

(3) その他教育委員会事務事業に関するご意見

食育基本法が制定されて15年ほど経つ。幼児期の食育は言うまでもなく大切である。一般的に、保育関係は比較的食育に関心を持つが、幼稚園は「いまいち」である。幼稚園と小学校の食育を一層充実させてほしい。食育コンテストの審査委員を10年ほどしているが、幼稚園からの応募は極めて少ない。小・中学校は「給食甲子園」があり、栄養教諭はそれなりに関心を抱きやすい。幼稚園の食育の在り方を検討してほしい。とりわけコロナ禍の中での「食」に関心を持ってほしい。

湯川嘉津美(上智大学)

(1) 発達支援及び特別支援教育の推進

《 評価 》

子ども発達センター「さくらキッズ」は、千代田区独自の子どもの発達を支援する「子育て支援施設」であり、気になる子どもを抱えた保護者が気軽に相談できる施設として、年々利用者数が増加している。そこでは専門指導員の指導のもとに、個別指導による機能訓練と小集団指導を組み合わせ、子どもの発達支援活動が実施されており、こうした千代田区の取組みは高く評価される。

また、今回、千代田区の特別支援教育について説明を受け、千代田小学校の特別支援学級の見学を行ったが、特別支援学級では個々の子どもの特性を踏まえて、適切かつ十分な教育が行われていることを実感した。対象児童の増加傾向を受けて、来年度4月には富士見小学校に知的障害特別支援学級を新設する予定とのことであり、特別支援教育のますますの充実を期待したい。

《今後の取組み》

「さくらキッズ」については、利用者の増加に伴い、一人当たりの指導回数

低下が生じており、また、障害の診断を受けた子どもへの十分な支援が不足しているとのことである。障害や発達に課題のある子どもの発達支援は早期から行うのが望ましい。よって、親が気軽に相談することができ、早く指導に繋げることができるよう、センター機能の拡充、体制整備に力を入れていただきたい。加えて、現在、小学校1年生までとなっている対象年齢の小学校2年生以降への拡大も検討していただきたい。

(2) 保育園、こども園、幼稚園と小学校の連携

《 評価 》

保育園、こども園、幼稚園の数的整備は十分になされているが、公立と私立、認可園と認可外保育所といった実施主体の違いによる保育環境の差は存在している。そうした中で、各園の保育環境をいかに整え、保育の質を向上させていくかが、就学前教育推進の大きな課題となっているが、千代田区では「千代田区の子どもたちのための就学前プログラム」を策定し、就学前教育の充実に取り組んでいる。また、幼稚園・保育園と小学校の連携についても、学校体験や交流活動、保・幼・小合同研修会、保育士と幼稚園教諭の人事交流などを実施している。これら保・幼・小の連携の取組みはそれぞれ成果を上げており、高く評価することができる。

《今後の取組み》

今後は保・幼・小の子どもたちの交流活動、保育士と幼稚園教諭の人事交流のみならず、保育士・幼稚園教諭と小学校教諭との間で幼年期教育に関する研究交流、人事交流などを実施して、保・幼・小の保育・教育に関する相互理解を図るとともに、現在、別立てになっているアプローチカリキュラムとスタートカリキュラムを統合し、「接続期の教育プログラム」を開発するなど、保・幼・小の共同による新たな教育活動の展開を期待したい。

武内志穂（株式会社三菱総合研究所）

(1) 発達支援及び特別支援教育の推進

《 評価 》

標記について、児童・家庭支援センター及び指導課所管のもと、各年齢にわたり多様・多彩な支援事業が実施されており、内容も充実したものであると評価する。

特に、「障害児ケアプラン事業（はばたきプラン）」は、子どものライフステージに応じた最適なサービスや支援メニューの作成、学校や関係機関等との情報提供や共有等を行うというもので、どのような支援を、いつ・どのような形で利用すればよいか悩む保護者にとって、心強い伴走サービスであると考えている。このサービスがさらに便利に、使いやすくなるよう、申し込みや手続きなどのICT化・デジタル化も進めていただきたい。

今回視察した千代田小学校特別支援学級の受入人数は25名（3年前の2倍）で、やや手狭な印象を受けたが、令和4年4月富士見小学校に同学級が新設されるとのこと、通学の利便性含め環境改善が期待される。国籍の異なる児童には個別に通訳をつける、車による送迎を行うなどは大変手厚いサービスであり、維持していただきたい。なお、この送迎は、特別支援学級の登下校のみで、通級による指導（言語障害・情緒障害等）においては保護者による送迎が必要とのことであった。こちらについても通学校ー通級学校ー自宅の送迎も検討していただくとういのではないかと考える。

同じく視察した「さくらキッズ」は、開設以来利用登録人数が増加し続けている。「子育て支援施設」と位置づけているため、保護者も子どもも利用しやすく、個別／集団の指導プログラムが無料で受けられる区独自の取組みは評価できる。一方、利用延べ人数はここ数年頭打ちの状態が続いており、これは一人あたりの利用頻度の低下を示している。区の人口増加と発達障害に関する認知の高まりを受け、今後も利用ニーズは増大すると考えられ、多くの子どもが利用できるよう施設及び体制拡充に期待したい。

《今後の取組み》

企業や官公庁／自治体でも、障害者を含む多様な人材の共生（ダイバーシティ・インクルージョン）を進めており、全ての人が互いの違いを理解し、認めあい、尊重しあう考え方はますます浸透していくだろう。その流れの中、近年、キャリア教育として導入されているインターンシップ（職場体験）が、中等教育後期課程の発達支援・特別支援が必要な子どもたちも多く行えるとよいと考える。子どもたちにとっても有意義な体験になるだろうし、受入先でも、ハード面（施設等）、ソフト面（接する人々）で気付きが多いのではないかと考える。障害のある方の受け入れは、通常のインターンシップよりも多くの人手を要するため、小規模の職場では実現困難であるなど受入先確保の課題はあるが、少しずつ実績・経験者を増やしていけるとよい。

障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりが、「自立と社会参加」に向け、それぞれ必要な教育や支援が受けられるよう、引き続き積極的な施策を展開していただきたい。

(2) 保育園、こども園、幼稚園と小学校の連携

《 評価 》

保・幼・小の連携については「就学前プログラム」のもと、幼・小合同行事や各種教職員研修がPDCAを回しながら実施されており、研修内容の質も高く、また広く成果の共有を行うなど全体的に評価できる。

今般、合同行事（一緒に遊ぶ交流活動）及び研修を視察したが、幼児が円滑に新しい環境（小学校）に入っていけるよう、児童自ら考え工夫したプログラムを実施していた。幼児も、企画・設営した児童も、スタート時は緊張があったものの徐々に雰囲気はほぐれ、皆楽しそうに参加しており、それぞれ成長につながる体験ができているようであった。行事に区内すべての幼児が参加できないのは残念であるが、各小学校において円滑な接続を目的とした「スタートカリキュラム」を行っており、幼・小のシームレスな連携については問題ないと思われる。

今般、「就学前プログラム」の改定に向けすでに検討が開始されているとのこと、時代に即した改定を行い、さらに有意義なものになるよう期待する。

《今後の取組み》

保育・教育の質の向上には、教職員の教育も重要であることは言を俟たない。今回、「保育士及び幼稚園教諭交流研修」の実施報告を聴いたが、交流者自身の学びや気づきが大きく、また受け入れを行った双方の園にとっても意義のあるよい研修であると感じた。多様な人、環境との触れ合い、そこから得る刺激は、人と組織の成長・活性化に大変効果的であり、ぜひ継続実施していただきたい。

本研修の実施は、保育士・幼稚園教諭という立場の違いから調整・確認事項が多い。千代田区の実施要項は、他自治体が同様の取組みを実施検討するにあたり参考になるものと考えられ、差し支えない範囲で公開し、活用してもらおうとよいのではないかと。

このように準備や参加に時間を要する研修以外にも、様々な能力開発・研修機会を設け、多くの教職員が参加できることが望ましい。現場にいと、どうしても日々の業務対応に追われがちで、なかなかインプットの機会が持てない傾向があるのではないだろうか。企業においても同様傾向はあるが、例えば年間勤務時間の一定割合を自己啓発時間に充てる、数年に1度研修期間を設けるなどによって、研鑽機会を増やしている。多忙な教職員の方々も継続的な研鑽が可能になるようご検討いただきたい。

(3) その他教育委員会事務事業に関するご意見

「子ども部」が、教育委員会のもと、乳幼児～高校まで、子育て・教育に関わる課題について連携して対応していることは区民にとって大変心強いことと考え

る。国に「こども家庭庁」を設置する流れがあるが、その先鞭をつけているとも言えよう。子育て・教育をめぐる環境は日々刻々変化しており、常に施策をアップデートし、新しい取組みを志向する姿勢を堅持していただきたい。

これからを担う子どもたちの健やかな成長は、未来を明るくする。グローバル化する社会では、自分の頭で考え、多くの人とコミュニケーションが取れることがますます必要となるが、その素地は子ども時代に培われる。これからも「子ども部」が、子育てを支援しながらより高い水準の教育の先導役となり、組織の強みを最大限に発揮していただくことを期待する。

日永龍彦（山梨大学）

（1）発達支援及び特別支援教育の推進

《 評価 》

児童生徒数の増加に伴い本区の特別支援教育を必要とする児童生徒も増加を続けている。また、本区では「共育」を基本理念としインクルーシブ教育を推進するために、0歳から18歳までの子どもたちとその保護者を対象とした多様な事業を展開している。そのため、充実した支援を求めて転入を希望する保護者も少なからず存在するようである。

第1回有識者会議で訪問した、千代田小学校特別支援学級及び子ども発達センター「さくらキッズ」は隣接していることもあり、4年前の点検評価でも両者の連携が確認できていた。ただし、千代田小の施設の狭隘化に伴い次年度から特別支援学級が富士見小学校にも設置される。多様な施設がシームレスな連携を進める上で必要な情報を共通様式で蓄積するなどの工夫がなされている。

さくらキッズについては、登録児童数が開設時の2倍にまで増加している一方で、一人あたりの利用頻度の低下が課題として指摘されている。利用実績をみると集団指導及び個別指導のうち運動・言語が減少し、個別指導の心理・作業が増加傾向にある。特に、心理については急激な増加が確認できる。このようなニーズの変化に適切に対応できるような体制の充実が図られることを期待したい。

《今後の取組み》

0歳から18歳までの支援事業が展開されているものの、学校教育としては区立中学校卒業後に都立の特別支援学校への接続についてのみ説明がなされた。しかしながら、近年増加している通信制高校が特別支援学校（高等部）に進学しない特別支援を要する子どもたちの受け皿となっている実態も広く認識されている。

まずは中学卒業後の進路実態を詳細に把握し、区が展開する「共育」の理念が18歳までの支援を必要とする子どもたちに行き渡るような取組みを期待したい。

(2) 保育園、こども園、幼稚園と小学校の連携

《 評価 》

小一プロブレムへの対応や義務教育段階での学校教育目標の達成に向けて、乳幼児期の保育教育を行う保育園、こども園、幼稚園と小中学校の学校種を越えた連携が課題となる中で、千代田区では10年以上前から保・幼（こども園を含む）・小合同研修会を続けている。また、就学前教育カリキュラム・スタートカリキュラムの構築を区全体で取り組み、上記合同研修会で研究協議を重ねるほか、毎回文部科学省の教科調査官や幼児教育の研究者ら著名な講師による講演を開催している。さらに、毎年1名ずつとはいえ、保育士及び幼稚園教諭交流研修という長期にわたる研修機会を提供するなど、他の市区町村ではなかなか取組めないような連携が進められている。今年度の研修会会場校の校長の話からは、会場校として取り組むことが日頃の実践の振り返りの機会になるとの話も聞かれた。一つの小学校に入学してくる子どもが所属する公私立の保育園・幼稚園・こども園が増加傾向にあることもあり、これらの連携交流事業はますます重要度を増してくるものと思われる。

《今後の取組み》

校種間連携は1校対1校であれば比較的容易であるが、連携対象となる学校園が複数になる場合、複数ある学校園の間の連携がむしろ重要になってくる。上述のように一つの小学校に入学してくる子どもが所属する公私立の保育園・幼稚園・こども園が多くある場合は園同士の連携も一つの鍵になる。千代田区においては教育課程を共同で構築するなどの取組みがされているが、参加する学校園の過度な負担にならないような配慮をしつつも、研修会を通じて学校園の管理職だけでなく一般の保育士・教諭がお互いのものの見方・考え方の違いを共有できるような工夫があればなおよいと思われる。また、会場校が小学校ということもあり、テーマも小学校教育に重点が置かれているように見えるが、保育園、幼稚園（こども園）が遊びの中や活動の中で学力の3要素を育成しているのかを小学校の側が知るような機会など、乳幼児期保育・教育への理解の深化を促すような企画も検討していったらどうか。

(3) その他教育委員会事務事業に関するご意見

平成30年度・令和元年度に点検評価の対象となった「子どもの遊び場事業」については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響をうけて一定程度制約を受けた

ようだが、実施回数及び参加人数は経年的に増加しており、有効な事業展開がなされているものと推察できる。

令和2年度に点検評価の対象となった「私立保育所等整備関連事業」については、子どもの数が増加傾向にある中でも順調にその数を増やしており、着実に進められているものと推察できる。また、同じ年に課題として提起された「児童・生徒数の増による今後の本区の教育について」は、特に小学校の普通教室の確保が喫緊の課題となっているようである。他の会議でも検討が進められているが、特別教室を小学校間で共有して学校外に設置するだけでなく、小学校間で連携した特色ある活動へと展開できるような取組みを進められるとなお良いと思われる。

5 各事項についての評価及び今後の取組み

令和2年度分点検評価の結果については、多様なニーズの高まりに伴う諸課題はあるものの、先進的な取組みを実施し、全体として適正に執行されているものと認められた。

今回の「点検及び評価に関する有識者」からの意見を踏まえ、教育委員会として次のような視点をもって教育・子育て施策を推進していく。

(1) 発達支援及び特別支援教育の推進

インクルージョンの推進に向けた機能と体制を強化し、0～18歳までの子どもに対する切れ目のない発達支援・特別支援教育をこれまで以上に一体的に展開していく。

ア 子ども発達センター「さくらキッズ」

- ・「さくらキッズ」は、利用登録児童数の推移を見ると、令和元年度368名、令和2年度391名と右肩上がりに増加していることから、現在の施設では収容キャパシティが限界に近い状況である。このためハード面で、収容人員を増やせるよう、施設環境を整備していくことは喫緊かつ重要な課題と認識しており、今後、その具体的な改善策・打開策を検討していくにあたっては、現在のさくら館内での拡充策はもとより、より抜本的な打開策等も含めて、多角的かつ具体的に検討していく。
- ・ソフト面では、発達に支援が必要な子どもを育ててきた保護者の体験等を共有することで、子育てに悩む保護者の孤立感の解消と支援の充実を図ることができるよう、ペアレントメンターの積極的な活用をめざし、保護者が将来への明るいビジョンをもつことができるような支援を行っていく。
- ・運営体制面では、今後、重度の障害により医療的ケアが必要な子どもが「さくらキッズ」を利用することが増えていくと見込まれるため、さくらキッズの職員に看護師を新たに採用して、医療的ケア児が安全・安心に療育を受けることができるよう、職員体制を強化する。
- ・子どもたちが在籍している保育園・幼稚園等の関係機関との連携や情報共有を一層強化するとともに、さくらキッズの職員によるアウトリーチ活動についても充実を図り、在籍園における集団参加等を支援していく。
- ・今後、保護者へのアンケート調査等を実施することにより、PDCAサイクルを回して、指導後の達成度への保護者からの評価や家庭への反映状況等を確認することにより、療育指導の成果や課題の検証も行っていく。

- ・これまで、発達に支援が必要な子どもたちの呼称として使用されている「発達障害」という呼称の見直しを検討し、「障害」という呼称は使わずに、伸ばすべき個性や発達の多様性という視点をより明確にしていく。このため、まずは児童福祉法に基づかない子育て支援施設である「さくらキッズ」から、その第一歩を踏み出して実現していく。

イ キャリア教育の充実

- ・特別支援教育の教育課程における「自立と社会参加」に向けた指導と、インターンシップ等も視野に入れた社会体験的活動をより一層充実させられるよう、設置校と連携して検討していく。また、同時に「自立と社会参加」に向けた特別支援教育について、保護者への理解・啓発及び家庭との連携がより図れるような仕組みづくりを検討していく。

ウ 中学校卒業後の進路

- ・中学校における特別支援学級の生徒の進路に関しては、生徒本人や保護者の思いや願いを受け止め、はばたきプランの活用も視野に入れながら、より確実に、綿密に相談を行っていくことで、多様な進路選択が可能になる進路指導の充実を図っていく。

(2) 保育園、こども園、幼稚園と小学校の連携

教諭・保育士が互いに相手の視点に立って幼児教育（就学前教育）及び小学校教育を理解することで相互の連携を図り、接続期における課題解決に取り組むとともに、見通しをもって子どもたちに「生きる力」を育む保育・教育の充実を図る。

ア 研修等

- ・小・中学校の教員が、保育園・幼稚園等の幼児教育について学ぶ機会をつくることができるよう、現在実施をしている保・幼・小合同研修会の内容の充実や、他の研修における実施方法や対象等の在り方を見直していく。また、研修の成果等についても、より広く公開できるような機会を設定できるよう検討していく。
- ・園と園、学校と園の連携を促進するために、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士等がお互いに理解を深められるよう、小・中学校教諭が短期間でも保育園・幼稚園での保育について体験的に学ぶ機会を設けられるようにするため、現在行われている研修に加え、特に年次研修での異校種における短期研修の設定を検討する。また、各種研修においても、それぞれの校種における専門性をもとにしつつ、校種の枠を超えた議論を重ねられるような研修の在り方や内容を工夫、発展させることで、見通しをもって子どもた

ちに身に付けるべき力を育む保育・教育の充実を図る。

イ 接続期の教育プログラム

- ・学習指導要領や幼稚園教育要領、保育所保育指針に示されている、「身に付けるべき資質・能力」が系統的に育成されるよう、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムの見直しを行う。また、保・幼・小合同研修会の実施校については、それを契機として、互いのカリキュラムを円滑に結び付けるべく研究を進め、研修会での発表により区内全校園にその成果を広げる取組みを行う。

ウ 「就学前プログラム」の改定

- ・乳幼児期からの子どもの学びと育ちを豊かにつなぎ、保・幼・小の円滑な接続・連携を図るために、「就学前プログラム」を改定し、課題解決に取り組み、保育の質の向上を図る。
- ・私立保育園が増加している現状においても、「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」で定める「等しく良好な環境が利用する子どもたちに提供される」ように努める。特に、私立保育園の活動に外遊びが十分に出来る環境を確保されるように小学校との連携を図る。

6 あとがき

今回は、教育委員会における総括的な課題の中で、横断的に取り組んでいる事項から選定し、有識者会議において深く掘り下げた検討がなされ、各事項に対して広く効果的な意見をいただくことができ、評価をより有意義なものとすることができた。

今後も、今回の点検評価を踏まえ、区民の皆様に信頼される教育行政を推進していく。

令和4年2月

千代田区教育委員会

資料 1 教育委員会の活動

1 制 度

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」）に基づき、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育職員の任免その他の人事に関する事務を処理し、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理・執行する合議制の執行機関である。

2 組 織

教育委員会は、教育長及び4人の教育委員により構成される。

教育長は、区長の被選挙権を有し、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、区長が、議会の同意を得て任命する。教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。教育委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、区長が、議会の同意を得て任命する。教育長の任期は3年、教育委員の任期は4年であるが、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とされている。また、委員は再任されることができる。

教育委員名簿

職 名	氏 名	任 期
教育長	坂田 融朗	平成 29 年 10 月 19 日 - 令和 2 年 10 月 18 日
	堀米 孝尚	令和 3 年 4 月 1 日 - 令和 6 年 3 月 31 日
委員	金丸 精孝	令和 元年 7 月 2 日 - 令和 5 年 7 月 1 日 令和 2 年 10 月 13 日付職務代理者として指名
委員	中川 典子	平成 30 年 3 月 25 日 - 令和 4 年 3 月 24 日 平成 30 年 3 月 25 日付職務代理者として指名
委員	長崎 夢地	平成 29 年 10 月 17 日 - 令和 3 年 10 月 16 日 令和 3 年 10 月 17 日 - 令和 7 年 10 月 16 日
委員	俣野 幸昭	平成 30 年 3 月 25 日 - 令和 4 年 3 月 24 日

3 会 議

教育委員会の会議は、教育長が招集する。議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。

「千代田区教育委員会事務局文書専決規則」に基づき、次に掲げる事案は、委員会の議決を受ける。

- (1) 区教育行政の運営に関する一般方針に関すること。
- (2) 事務事業の基本的な方針及び計画の設定、変更又は廃止に関すること。
- (3) 教育予算その他区議会の議決を経るべき事案についての意見の申出に関すること。
- (4) 教育財産の取得の申出及び用途の廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、附属機関の構成員の任免及びその他の人事に関すること。
- (6) 千代田区立学校教育職員の懲戒及び分限に関すること。
- (7) 教育委員会規則及び訓令に関すること。
- (8) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (9) 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関すること。
- (10) 特に重要な告示、公示、公表、情報公開、通達、協議、諮問、申請、照会、同意、回答及び通知に関すること。
- (11) 特に重要な許可その他の行政処分に関すること。
- (12) 審査請求の裁決及び重要な訴訟に関すること。
- (13) 特に重要な広報に関すること。
- (14) (1) から (13) までのほか、特に重要又は異例に属すること。

4 活 動

教育委員会の会議は、定例会と臨時会とし、定例会は毎月第2火曜日及び第4火曜日に開催し、区教育行政の基本的な施策の決定や重要な事案を処理する。なお、臨時会は、必要に応じて開催する。

- (1) 令和2年度会議開催状況

定例会・臨時会 24回

- (2) 令和2年度 教育委員会開催会議事項

会議名	開催日	会議事項
令和2年 第3回 臨時会	4月3日	『議案』 1. 議案第21号「区立小学校、中学校、中等教育学校等における新型コロナウイルスに関する対応」

<p>令和2年 第6回 定例会</p>	<p>4月14日</p>	<p>『議案』 1. 議案第24号「パートタイム会計年度任用講師の通勤に係る費用弁償支給規程」</p> <p>『報告』 1. 幼稚園・保育園・こども園等の在籍状況（令和2年4月1日現在） 2. 千代田区子ども・子育て会議委員の委嘱・任命 3. 令和2年度学童クラブ学年別在籍状況（令和2年4月1日現在） 4. 令和2年度学級編制（令和2年4月1日現在の児童・生徒・学級数） 5. 新年度における公立学校の休業の措置等について 6. いじめ、不登校、適応指導教室の状況（令和2年3月末時点） 7. 令和2年度校園長による経営方針等説明会について 8. 教科書採択について 9. 第5回千代田区子ども読書調査報告書</p> <p>『その他』 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（4月20号）掲載事項</p>
<p>第7回 定例会</p>	<p>4月28日</p>	<p>『議案』 1. 議案第25号「区立図書館の臨時休館期間延長について」</p> <p>『協議』 1. 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>『報告』 1. 教科書採択について 2. 令和2年5月7日以降の対応について 3. 臨時休業期間中の各学校の状況、取組について 4. オンライン授業環境整備について 5. 千代田区指定文化財の現状変更について（答申）＜三谷家美術資料・画帖＞</p> <p>『その他』 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（5月5日号）掲載事項</p>
<p>第8回 定例会</p>	<p>5月12日</p>	<p>『議案』 1. 議案第26号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」</p> <p>『報告』 1. 令和3年度使用教科用図書採択について</p> <p>『その他』 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（5月20号）掲載事項</p>
<p>第9回 定例会</p>	<p>5月26日</p>	<p>『議案』 1. 議案第27号「令和2年度における千代田区立学校の学期及び夏季休業日を特別に定める規則」 2. 議案第28号「区立学校・保育園等の臨時休業について」</p> <p>『報告』 1. 令和2年度一般会計補正予算第2号</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 2. 幼稚園・保育園・こども園等の在籍状況（令和2年5月1日現在） 3. 子育て世帯への臨時特別給付金について 4. 学童クラブ在籍状況（令和2年5月1日現在） 5. 学級編制（児童・生徒数／学級数 令和2年5月1日現在） 6. 保幼小合同研修会 7. 指導課訪問について 8. 図書館予約取り置き資料の貸出について <p>『その他』</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（6月5号）掲載事項
第10回 定例会	6月10日	<p>『議案』</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 議案第29号「令和2年度における千代田区立学校の学期及び夏季休業日を特別に定める規則の一部を改正する規則」 <p>『報告』</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 令和2年第2回区議会定例会の報告 2. 指導課事業の実施予定等について 3. 多子世帯における九段中等教育学校授業料支援について 4. 図書館の閲覧席及び貸室等の利用再開について <p>『その他』</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（6月20日号）掲載事項
第11回 定例会	6月23日	<p>『報告』</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナウイルス感染症対策に係るひとり親家庭支援事業について 2. 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への就学援助の対応について 3. いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告 4. お茶の水小学校の発掘調査について <p>『その他』</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（7月5日号）掲載事項
第12回 定例会	7月14日	<p>『報告』</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 令和3年度使用 中学校・中等教育学校前期課程 教科用図書選定委員会答申 2. 教科書展示会の結果 3. いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告 4. 九段中等教育学校における新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯への対応について <p>『その他』</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（7月20日号）掲載事項
第13回 定例会	7月31日	<p>『協議』</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則 2. 令和3年度使用 中学校中等教育学校（前期課程）教科用図書採択 3. 令和3年度使用 特別支援学級用教科用図書採択 4. 令和3年度使用 中等教育学校（後期課程）教科用図書採択

		<p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ひとり親世帯臨時特別給付金について 2. (仮称) 外神田一丁目公共施設における私立学童クラブの開設について 3. 令和3年度 中学校入学者対象学校選択制度における「受入可能人数」及び「学校選択基準人数」の設定について <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田(8月5日号)掲載事項
第14回 定例会	8月25日	<p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議案第30号「令和3年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択」 2. 議案第31号「令和3年度使用 特別支援学級教科用図書採択」 3. 議案第32号「令和3年度使用 中等教育学校(後期課程)教科用図書採択」 4. 議案第33号「令和3年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択」 5. 議案第34号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」 6. 議案第35号「千代田区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則」 <p>『協議』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和3年度 部予算編成方針(兼 令和3年度 部組織目標) 2. 学校職員服務取扱規程の一部改正 <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 2. いじめ、不登校、適応指導教室の状況 <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田(9月5日号)掲載事項
第15回 定例会	9月8日	<p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議案第36号「学校職員服務取扱規程の一部改正」 2. 議案第37号「幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正」 3. 議案第38号「パートタイム会計年度任用講師の通勤に係る費用弁償規程の一部改正」 <p>『協議』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 2. 千代田区立学校教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正 <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年度 区立幼稚園・こども園・学校・保育園 運動会等のお知らせ 2. 令和3年度 千代田区立幼稚園・幼保一体施設・こども園入園案内

		<p>3. 一番町児童館 給排水改修工事に伴う休館について</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表</p> <p>2. 広報千代田（9月20日号）掲載事項</p> <p>3. 教育広報かけはし第122号の発行</p>
第16回 定例会	9月23日	<p>『議案』</p> <p>1. 議案第39号「千代田区立学校教育職員懲戒分限審査委員会 規程の一部改正」</p> <p>『報告』</p> <p>1. 令和2年 第3回区議会定例会の報告</p> <p>2. 学校施設等の暑さ対策について</p> <p>3. 和泉小学校・いずみこども園等施設整備について</p> <p>4. 令和3年度入学 中学校 学校選択結果報告</p> <p>5. いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表</p> <p>2. 広報千代田（10月5日号）掲載事項</p>
第17回 定例会	10月13日	<p>『報告』</p> <p>1. 令和3年度保育園・こども園の入園案内について</p> <p>2. 第2期障害児福祉計画の策定について</p> <p>3. 令和3年度千代田区立九段中等教育学校入学者決定に関する実施要綱</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表</p> <p>2. 広報千代田（10月20日号）掲載事項</p>
第18回 定例会	10月27日	<p>『報告』</p> <p>1. 特別区人事委員会勧告について</p> <p>2. いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（9月末）</p> <p>3. 区立図書館の貸出施設収容率及び閲覧席削減の緩和について</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表</p> <p>2. 広報千代田（11月5日号）掲載事項</p>
第19回 定例会	11月10日	<p>『協議』</p> <p>1. 令和3年度入学 中学校 学校選択結果及び調整並びに今後の対応について</p> <p>『報告』</p> <p>1. 令和2年第4回区議会定例会の報告について</p> <p>2. お茶の水小学校・幼稚園 施設整備検討協議会（第15回） ニュースについて</p> <p>『その他』</p> <p>1. 教育委員会行事予定表</p> <p>2. 広報千代田（11月20日号）掲載事項</p>
第20回 定例会	11月24日	<p>『議案』</p> <p>1. 議案第40号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例」</p> <p>『報告』</p> <p>1. 区立図書館の貸施設収容率及び閲覧席削減の緩和について</p> <p>2. 収蔵資料のデータベース化について</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 3. 令和2年第4回区議会定例会の報告 4. (仮称)外神田一丁目公共施設内学童クラブ運営事業者の決定について 5. 令和3年度学童クラブ入会募集について 6. 第2期障害児福祉計画案について 7. いじめ、不登校、適応指導教室の状況(10月末時点) <p>『その他』</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田(12月5日号)掲載事項
第21回定例会	12月22日	<p>『報告』</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. ひとり親世帯臨時特別給付金の再給付について 2. 番町小学校内学童クラブ及び番町小学校放課後子ども教室(遊び)運営事業者の選定結果について 3. 千代田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドラインについて 4. 令和2年度千代田区小学校「達成度調査」の結果について 5. いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況(11月) 6. 令和2年特別区人事委員会による報告について <p>『その他』</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田(1月5日号)掲載事項 3. 教育広報かけはし第123号の発行
令和3年第1回臨時会	1月6日	<p>『議案』</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 議案第1号「東京都の要請に伴う区立施設等の休館等について」 2. 議案第2号「千代田区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」
第1回定例会	1月26日	<p>『議案』</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 議案第3号「千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」 2. 議案第4号「人事案件」 <p>『報告』</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 区立図書館の閲覧席の削減、開館時間短縮等について 2. 千代田区立図書館の基本的なサービスのあり方について 3. 区立学校・園 卒業式及び入学式等について 4. 令和3年4月保育所等入所(一次締切)申込状況について 5. 東京都認証保育所の開設について 6. 麴町地区私立学童クラブ運営事業者の選定結果について 7. 令和元年度における児童・生徒のいじめ、不登校の実態について 8. 学校生活アンケートの結果について 9. いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等(12月) 10. 令和3年度九段中等教育学校適正検査応募状況 <p>『その他』</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田(2月5日号)
第2回定例会	2月9日	<p>『協議』</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

		<p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和2年度九段中等教育学校適正検査結果 <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> 教育委員会行事予定表 広報千代田（2月20日号）
第3回 定例会	2月24日	<p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> 議案第4号「千代田区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則」 <p>『協議』</p> <ol style="list-style-type: none"> 文化財について 令和2年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和3年度 当初予算案 お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（1月） 教育委員会行事予定表 広報千代田（3月5日号） 子ども虐待防止マニュアルの配付について
第4回 定例会	3月9日	<p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> 議案第5号「令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」 <p>『協議』</p> <ol style="list-style-type: none"> 千代田区指定文化財の指定について 千代田区特別登録文化財の登録について 千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則 千代田区立中等教育学校の経営企画室に関する規程の一部を改正する訓令 <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> 文化財保護行政の主な取組状況について 令和3年第1回区議会定例会の報告 令和3年4月保育園等入園審査結果について 千代田区公立学校教育管理職の異動について【秘密会】 <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> 教育委員会行事予定表 広報千代田（3月20日号） 私立学童クラブ内覧会のお知らせ
第5回 定例会	3月23日	<p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> 議案第6号「文化財保護審議会委員の委嘱」 議案第7号「千代田区指定文化財の指定」 議案第8号「千代田区特別登録文化財の登録」 議案第9号「千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」 議案第10号「千代田区立中等教育学校の経営企画室に関する規程の一部を改正する訓令」 議案第11号「人事案件」 議案第12号「幼稚園教育職員の給与減額を免除することができる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」 <p>『報告』</p>

		<ol style="list-style-type: none"> 1. 千代田区立図書館の基本的なサービスのあり方（案）について 2. 千代田区立図書館指定管理者の指定手続きについて 3. 第6回千代田区子ども読書調査報告書について 4. 千代田区指定文化財の指定に係る諮問候補について 5. 新型コロナウイルス感染症対策に係る出産応援事業について 6. 第2期障害児福祉計画（千代田区障害福祉プラン）の策定について 7. いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（2月分） <p>『その他』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会行事予定表 2. 広報千代田（4月5日号） 3. 令和3年度教育広報かけはし掲載案
第2回 臨時会	3月31日	<p>『議案』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議案第13号「令和3年度教育委員会事務局幹部職員の異動について」 2. 議案第14号「幼稚園教員・九段中等教育学校教員の採用等について」 <p>『報告』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和3年度教育委員会事務局一般職員の異動について

資料2 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施

平成20年12月4日20千ここ総第528号

改正

平成22年4月1日22千子子総発第26号

平成23年4月1日23千子子総発第158号

平成26年4月1日26千子子総発第177号

令和3年9月1日3千子子総発第96号

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）が行う事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価は、法の規定に基づき委員会がその権限に属する事務（法第25条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により委員会事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）として処理する事務事業及び委員会事務局子ども部が所管する事務事業のうち、当該年度における委員会の

主要な事業として別に定めるもの（以下「主要事業」という。）を対象とする。

（点検及び評価の内容）

第4条 点検及び評価は、前年度の主要事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとする。

（有識者の設置）

第5条 委員会は、点検及び評価の実施にあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検及び評価に関する有識者」（以下「有識者」という。）を置く。

2 有識者は、教育に関し学識経験を有する者の中から3名を選任し、委員会が委嘱する。

3 委員会は、特に必要があると認めた場合は、前項に定める有識者に加えて、有識者を選任し、委嘱することができる。この場合における有識者は、教育に関し学識経験を有する者以外の者を選任することができる。

4 有識者の任期は3年とし、補欠による有識者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員会の求めに応じて会議等に参加した有識者に対し、その出席日数に応じて謝礼を支払う。

（点検及び評価の実施）

第6条 委員会は、毎年1回、主要事業の進捗状況等を取りまとめ、有識者の意見を聴取した上で、点検及び評価を行う。

2 委員会は点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成する。

3 前項の報告書は区議会に提出するとともに、ホームページ等により区民へ公表するものとする。

（委任）

第7条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月9日から施行する。

附 則（平成22年4月1日22千子子総発第26号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日23千子子総発第158号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日26千子子総発第177号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月1日3千子子総発第96号）

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

資料3 有識者会議資料 (第1回)

千代田区の発達支援及び特別支援教育の推進事業一覧(年齢別)

事業名	内容	年齢											所管										
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳		11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳		
子ども発達センター(さくらキッズ)	通所訓練 在宅支援(夜間)																					児童・家庭支援センター	
障害児ケアプラン事業(はばたきプラン)	専門相談員によるプランの作成																						児童・家庭支援センター
教育相談	医師・看護師 臨床心理士等																						児童・家庭支援センター
スクールカウンセラー派遣	園・校への派遣																						児童・家庭支援センター
子どもの職業相談室	医師・心理士・看護師等																						児童・家庭支援センター
就園相談・就学相談	就園(学)先を検討するため、保護者への情報提供、円滑な就園(学)に必要な相談・支援																						児童・家庭支援センター
就学支援委員会	保護者への情報提供及び円滑な就学に必要な相談・支援																						児童・家庭支援センター
連絡による指導判定委員会	連絡による指導の必要性を判断																						指導課
巡回アドバイザー	教職員や保護者への助言 心理学・医学等の専門家の派遣																						指導課
連絡による指導	障害の特性に応じた特別な指導計画を編成し指導(最大通級単位)																						指導課
講師(特別支援教育)	①連絡による指導 ②発達段階における指導・支援 ③個別支援教育コーディネーターの補佐																						指導課
特別支援教育専門員	①学習・生活上の困難者に応じた支援 ②行動の観察・記録作成(観察) ③特別支援教育支援員への助言																						指導課
特別支援教育専門員	①時間割・教室・教員に関する調整 ②巡回指導教員(アドバイザー)等と連絡調整 ③行動の観察・記録作成(観察)																						指導課
特別支援教育支援員	①学習支援 ②学習活動・教室間移動等の支援 ③調整、安全管理に関する支援等																						指導課
障害児支援事業(フレンズビレッジ千代田)	学校休業中の居場所づくり																						児童・家庭支援センター
障害増進法による障害児通所給付事業	給付																						児童・家庭支援センター
障害児通所給付事業	助成																						児童・家庭支援センター
千代田区障害児通所給付事業助成	助成																						児童・家庭支援センター
発達障害等相談・療育経費助成	助成																						児童・家庭支援センター

●公立園・校へ支援 ●公立園・校一部への支援

千代田区の発達支援及び特別支援教育の推進事業一覧

1 児童・家庭支援センター所管

(1) 子ども発達センター（さくらキッズ）

【目的】機能訓練や集団適応訓練等を通じて、心身の発達に課題のある幼児・児童の発達・成長を支援するとともに、保護者の負担軽減を図る。

【対象】就学前乳幼児及び小学1年生の児童とその保護者

【内容】①個別指導 理学療法・言語療育・心理療育・作業療法 ②集団指導
③保護者の希望により在籍園（校）訪問

(2) 子どもの健康相談室

【目的】児童の発達障害等の早期発見を行い、早期支援である療育事業への参加を促す。

【対象】就学前乳幼児、小学生及びその保護者

【内容】①発達外来小児科医師による発達相談、投薬相談、医療機関紹介等の相談
②心理士・言語聴覚士による具体的な対応等の助言と相談
③言語聴覚士等による区内幼稚園及びこども園、保育園、児童館等への訪問相談

(3) 就園相談・就学相談

【目的】心身の障害及び発達に課題をもつ児童について、就園(学)先を検討するため、保護者への情報提供及び、円滑な就園(学)のために必要な相談・支援を行う。

【対象】次年度に公立の幼稚園・こども園、小学校、中学校に就園(学)をする児童で、心身の障害や発達障害等により、就園(学)に不安のある児童及びその保護者

(4) 障害児支援事業（フレンズビレッジ千代田）

【目的】特別支援学校等に通う小学生・中学生・高校生を対象に、児童の発達支援と家族の介助負担の軽減を目的に、学校休業日に日中指導と活動の場を提供する。

【内容】学校休業日（春・夏・冬休み）における日中活動の場を提供し、専門職員等による様々な活動の指導と余暇活動を提供する。（年間21日開催）

(5) 児童福祉法による障害児通所給付事業

【目的】児童発達支援、放課後等デイサービスなど児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの利用に関する、相談・調査・判定及び受給者証の交付を行う。

(6) 千代田区障害児通所給付事業助成

【目的】児童福祉法に規定する障害児通所支援のうち児童発達支援サービスについて、18歳到達以降もサービスを利用する際に、高校卒業相当にあたる期間の利用料金を助成することで、児童の継続的な療育の場を確保するとともに、保護者の経済的負担を軽減する。

【対象】千代田区民で18歳以降も継続して児童発達支援サービスを利用する、児童及び保護者（18歳到達日から次の3月31日まで）

(7) 発達障害等相談・療育経費助成

【目的】発達障害等の子どもが専門の療育機関等で相談や検査及び療育指導等を受けた場合にかかる経費の一部を助成することにより、保護者の経済的・精神的な負担を軽減するとともに、子どもの障害や発達課題の早期発見及び、早期療育指導の開始を促すことで心身の発達を支援する。

【対象】千代田区民で子どもの相談・療育を受ける保護者
（18歳到達日から次の3月31日まで）

(8) 障害児ケアプラン事業（はばたきプラン）

【目的】 障害や発達面に課題のある児童とその保護者を対象に、妊娠期から 18 歳までの福祉や教育等の支援やサービスに関する一貫したプランニングを行うことにより、児童一人ひとりの発達に応じたサービスの提供や充実を図り、切れ目のない支援を実現します。また、関係機関との情報共有や連携を図ることにより、地域で安心した暮らしができることを目的とする。

【対象】 千代田区内に住所を有する、発達を含む障害や発達に課題のある 18 歳までの児童とその保護者。

【内容】 保護者との面談を通して専門相談員が児童のライフステージに応じた最適なサービスや支援メニューを「はばたきプラン」として作成するとともに、学校や関係機関等との情報提供や共有を行う。あわせて障害児通所支援サービスを利用する児童については、「障害児支援利用計画」の作成を行う。

(9) 教育相談

【目的】 お子さんについての心配な事や悩みについて、臨床心理士などが教育相談を実施し心理的支援を行う。

【対象】 幼児から高校生とその保護者（区内在住・在学）

【内容】 来所・電話相談

(10) スクールカウンセラーの派遣

【目的】 スクールカウンセラーを区立幼稚園、こども園、区立学校、保育園、児童館等に派遣し、児童・保護者及び教職員へ継続して心理的な支援等を行うことにより、いじめ、不登校、児童虐待等の未然防止や状況改善による解決を図る。また、必要に応じ、子どもと家庭に関わる総合相談や教育相談との連携を図り、学校等における教育相談体制の充実を図る。

【対象】 区立幼稚園・こども園・区立学校・保育園・児童館等

【内容】 訪問し個々の相談や行動観察を実施

2 指導課所管

(1) 通級による指導（言語障害、情緒障害等）

【内容】 千代田小学校に通級指導学級として言語障害通級指導学級を設置している。

また、情緒障害等学級は、通級指導学級に代わり平成28年度から全区立小学校、中学校及び中等教育学校に特別支援教室を設置し、担当教員による巡回指導を実施している。

通級指導学級及び特別支援教室は、通常の学級に在籍する児童・生徒に対して、障害の特性等に応じた特別な教育課程を編成し指導を行う（最大週 8 単位時間）。

(2) 就学支援委員会

【目的】 心身の障害及び発達に課題をもつ幼児・児童・生徒の就学先について、保護者への情報提供及び円滑な就学のために必要な相談・支援を行う。

【対象】 小学校、中学校等に入学（転学）をする幼児・児童・生徒で、心身の障害や発達障害等により、就学に不安のある幼児・児童・生徒及びその保護者

(3) 通級による指導判定委員会

【目的】 通級による指導を必要とする児童・生徒について、その必要性の判断を行う。

【対象】 区立の小学校、中学校及び中等教育学校に在学をしている児童及び生徒で、言語障害及び発達障害等により、通級による指導を必要とするもの

(4) 巡回アドバイザー

【目的】支援を要する幼児・児童・生徒に対する適切な指導や支援方法について、教職員や保護者に助言等を行うことにより、特別支援教育の充実を図る各学校（園）への心理学・医学等の専門家の派遣等を実施

【対象】区立保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・中等教育学校

【内容】各学校（園）への心理学・医学等の専門家の派遣等を実施

(5) 講師、特別支援教育専門員、特別支援教育支援員

ア 講師（特別支援教育）

【目的】個に応じた指導の充実を図ることなどを目的に配置

【対象】区立小学校・中学校・中等教育学校

【内容】①通級による指導 ②在籍学級における指導・支援
③特別支援教育コーディネーターの補佐

イ 特別支援教育専門員

【目的】特別支援教育の推進を図ることなどを目的に配置

【対象】区立幼稚園、こども園、小学校

【内容】①学習又は生活上の困難さに応じた支援
②幼児・児童の行動の観察及び記録の作成（学級担任等に報告）
③特別支援教育支援員への助言

ウ 特別支援教室専門員（都費職員）

【目的】特別支援教室の円滑な運営を図ることを目的に配置

【対象】区立小学校・中学校・中等教育学校

【内容】①特別支援教室の時間割及び教室・教具に関する調整
②巡回指導教員及び巡回アドバイザー等との連絡・調整
③児童・生徒の行動の観察及び記録の作成（学級担任等に報告）

エ 特別支援教育支援員

【目的】支援が必要な幼児・児童・生徒に対し、必要な教育的支援を行うことを目的に配置

【対象】区立幼稚園・こども園・小学校・中学校

【内容】①支援が必要な幼児・児童・生徒に対する学習支援
②学習活動、教室間移動等における支援
③幼児・児童・生徒の健康及び安全確保に関する支援等

◎各事業の予算額・決算額

所管	事業	R 3 当初予算額	R 2 決算額
児童・家庭支援センター	子ども発達センター (さくらキッズ)	92,494千円	92,154千円
	子どもの健康相談室	3,726千円	2,618千円
	就園相談・就学相談	136千円	33千円
	障害児支援事業 (フレンズビレッジ千代田)	3,389千円	3,389千円
	児童福祉法による障害児通所 給付事業	90,639千円	82,811千円
	千代田区障害児通所給付事業 助成	1,890千円	7千円
	発達障害等相談・療育経費 助成	3,960千円	3,478千円
	障害児ケアプラン事業 (はばたきプラン)	19,896千円	19,458千円
	教育相談	—	—
	スクールカウンセラーの派遣	—	—
	指導課	通級による指導 (言語障害、情緒障害等)	3,298千円 (小:2,578千円) (中:720千円)
就学支援委員会		2,009千円	1,332千円
通級による指導判定委員会			
巡回アドバイザー		16,227千円	14,467千円
講師 特別支援教育専門員 特別支援教育支援員		100,373千円 103,008千円 103,925千円	— — 73,136千円
合 計		544,970千円	294,674千円

※人件費については別途計上のため除く

※表示単位未満は四捨五入

千代田区の特別支援教育

千代田区では「千代田区共育ビジョン」の中で、「共育」を次世代育成及び教育振興の基本理念としている。

「共育」とは、全ての者が様々な違いや垣根を乗り越えて、お互いを理解し、認め合い、そして尊重し合う「共生」の理念のもと、家庭・学校・園・地域等がともに一体となって子どもを育て、また、自らも育っていくことである。

特別支援教育については、特別な支援が必要な子どもへの支援の充実と、障がいのある子どもへ十分配慮した、インクルーシブ教育（人間の多様性を尊重し、障がいのある者と障がいのない者が可能な限り一緒に学ぶことができるよう配慮すること）を推進するとしている。

1 特別支援学級（知的障害）の設置

障害の程度が比較的軽い児童・生徒が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、千代田小学校及び麴町中学校に固定学級として知的障害学級を設置している。また、令和4年4月より、富士見小学校に知的障害特別支援学級を新設する予定である。

なお、千代田小学校の特別支援学級に通学している児童については、登校時支援（自宅から学校のみ）として、車両の運行を委託している。

(1) 根拠 学校教育法第81条

(2) 対象 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

(3) 特別支援学級の児童・生徒数（人）

各年度5月1日現在

	令和 3年度	2年度	元年度	平成 30年度	29年度	28年度	27年度
千代田小	25	20	19	12	14	13	14
麴町中	9	11	12	8	4	4	7
合 計	34	31	31	20	18	17	21

2 通級指導学級・特別支援教室の設置根拠

通級による指導における教育課程は、学校教育法施行規則第 140 条の規定により、障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができるとされている。

千代田区においては、通級による指導の場として、小学校に言語障害通級指導学級と情緒障害・発達障害の特別支援教室、中・中等教育学校に情緒障害・発達障害の特別支援教室を設置している。

(1) 根拠 通級による指導実施要綱

ア 小学校

通級指導学級として言語障害学級（「ことばの教室」）を設置している。また、情緒障害等学級は、従来の千代田小学校における通級指導学級に代わり、平成28年度から全小学校に特別支援教室を設置し巡回指導を開始

イ 中学校、中等教育学校

情緒障害等学級は、神田一橋中学校における通級指導学級に代わり、平成28年度から全中学校、中等教育学校（前期課程）に特別支援教室を設置し巡回指導を開始

※中等教育学校（後期課程）は、都立高校の制度開始に準じて令和3年度から開始

(2) 対象

通級 言語障害 指導学級	学習障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
特別 支援 教室	自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
	情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
	学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
	注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(25 文科初第 756 号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」より)

(3) 経緯

平成 28 年度より、公立の小学校、中学校及び中等教育学校において、特別支援教室（発達障害教育を担当する教員が児童・生徒の在籍する学校に巡回して指導）を設置したことなどに伴い通級による指導判定委員会を設置。平成 27 年度以前は、言語障害及び発達障害等通級指導学級（拠点校に学級を設置し、児童・生徒が通う方法で指導）を実施

令和 2 年度中に、東京都教育委員会が都立高校の通級による指導の制度整備を行ったことに伴い中等教育学校（後期課程）でも同様の対応。令和 3 年度から指導が行える規定整備を行った。

年	内 容
平成 5 年	通級による指導開始（小学校のみ）
平成 22 年	中・中等教育学校における通級による指導開始
平成 23 年	麴町地区の小学校に「通級指導教室（試行）」として校南通級を開始
平成 24 年	麴町中学校に校南通級を開始
平成 28 年 4 月	東京都特別支援教育推進計画を受け、「特別支援教室」を全小学校、中・中等教育学校に設置。拠点校：番町小、千代田小、神田一橋中
平成 30 年 4 月	九段小、和泉小を拠点校として追加する。小学校は 2 校ペア体制とし、より巡回指導教員と在籍学級の連携を深められるよう体制を整備
令和 3 年度	中等教育学校（後期課程）で通級による指導が実施できる体制を整備

(4) 通級による指導の児童・生徒数（人） 各年度 5 月 1 日現在

	令和 3 年度	2 年度	元年度	平成 30 年度	29 年度	28 年度	27 年度
言語障害 学級	14(12)	8(7)	10	13	19	17	19
支援教室 (小)	178(157)	142(136)	123	108	67	41	29
支援教室 (中)	35(29)	27(23)	19	18	14	13	8
中等後期	0						
合 計	227(198)	177(166)	152	139	100	71	56

※（ ）内は都教委「学級編制等調査」における算定基準に基づく人数（指導時数が週 1 時間未満である場合等は、算定から除外）である。

3 就学支援委員会及び通級による指導判定委員会の運営

組織改正により平成28年度まで児童・家庭支援センター、令和2年度まで学務課、令和3年度以降指導課で実施

(1) 就学支援委員会

項目	内容							
目的	心身の障害及び発達に課題をもつ幼児・児童・生徒の就学先について、保護者への情報提供及び円滑な就学のために必要な相談・支援を行う。							
根拠	就学支援委員会設置要綱							
対象	次年度に公立の小学校、中学校に入学（転学）をする幼児・児童・生徒で、心身の障害や発達障害等により、就学に不安のある幼児・児童・生徒及びその保護者							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学相談資料の作成 ・ 幼児・児童・生徒の行動観察（子どもの状況確認）の実施 → 指導主事、指導課主事（心理）、巡回アドバイザー、教員 ・ 在籍園（校）や専門療育機関、医師による就学相談資料の作成 ・ 教育、心理、医療等の専門家を含む就学支援委員会により、最もふさわしい就学先（通常学級、特別支援学級、特別支援学校）と就学に必要な支援の検討を行う。 ・ 就学先の決定後に支援の引継ぎをするため連携会議を開催 							
沿革	<p>昭和54年4月から就学（園）委員会を設置し教育上特別な配慮を要する、幼児・児童・生徒の障害の種類、程度の判断、調査及び審議を行う。</p> <p>平成19年度より子ども・教育部に組織が統合され、発達障害の支援・相談・情報提供等の窓口の一元化のため、児童・家庭支援センター発達支援主査が事務局。特別支援教育の開始に伴い最もふさわしい就学先の判定と同時に円滑な入学のための支援継承の役割が加わる。</p> <p>平成29年度より就学委員会の事務局機能を学務課に移管。相談業務は、児童・家庭支援センターで実施。</p> <p>平成31年4月に名称を「就学支援委員会」に変更。</p> <p>令和3年度より就学支援委員会の事務局機能を指導課に移管。</p>							
検討数（人）		令和 2年度	令和 元年度	平成 30年度	29年度	28年度	27年度	26年度
	小学校	54	34	32	31	23	27	20
	中学校	5	3	5	5	3	4	9
	合計	59	37	37	36	26	31	29

(2) 通級による指導判定委員会

項 目	内 容																																																				
目 的	通級による指導（言語障害学級＜ことばの教室＞・特別支援教室）を必要とする児童及び生徒について、その必要性の判断を行う。																																																				
根 拠	通級による指導判定委員会設置要綱																																																				
対 象	小学校、中学校及び中等教育学校に在学をしている児童等で、言語障害及び発達障害等により、通級による指導を必要とする者																																																				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び生徒の行動観察の実施 ・臨床心理士等による心理検査等の実施（児童・家庭支援センター） ・教育及び心理等の専門家の意見を踏まえ、必要な支援を検討 																																																				
検討数（人）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和2年度</th> <th colspan="2">令和元年度</th> <th colspan="2">平成30年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> </tr> <tr> <th>開始</th> <th>終了</th> <th>開始</th> <th>終了</th> <th>開始</th> <th>終了</th> <th>開始</th> <th>終了</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>54</td> <td>16</td> <td>49</td> <td>9</td> <td>57</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>中学校、中等 教育学校</td> <td>17</td> <td>2</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>17</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>67</td> <td>17</td> <td>68</td> <td>18</td> <td>66</td> <td>11</td> <td>72</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>										令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		開始	終了	開始	終了	開始	終了	開始	終了	小学校	50	15	54	16	49	9	57	9	中学校、中等 教育学校	17	2	14	2	17	2	15	0	合 計	67	17	68	18	66	11	72	9
	令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度																																														
	開始	終了	開始	終了	開始	終了	開始	終了																																													
小学校	50	15	54	16	49	9	57	9																																													
中学校、中等 教育学校	17	2	14	2	17	2	15	0																																													
合 計	67	17	68	18	66	11	72	9																																													

4 通級による指導の体制について

令和3年5月1日現在

①特別支援教室（小学校）

学校：上段拠点校◎ (通級対象児童数)	教員数
◎番町小 (14人) 麴町小 (28人)	4人
◎九段小 (20人) 富士見小 (28人)	4人
◎千代田小 (26人) お茶小 (21人)	4人
◎和泉小 (24人) 昌平小 (17人)	4人
合計 (178人)	16人

②特別支援教室（中学校、中等教育学校）

学校：上段拠点校◎ (通級対象生徒数)	教員数
◎神一中 (14人) 麴町中 (20人) 九段中等 (1人)	3人
合計 (35人)	3人

※児童・生徒数は、週当たりの指導時間が1時間未満のものを含む。

※教員配置数の算定基準児童・生徒数とは、異なる。

③言語障害通級指導学級の体制について

- ・千代田小学校に学級を設置し、在籍校から通級に通う。
- ・在籍児童数14名、教員は2名配置

5 学校生活サポート

(1) 巡回アドバイザーの派遣

項目	内容	
目的	心理・医療等の専門家を「巡回アドバイザー」として各学校（園）に派遣し、各学校（園）に在籍する特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の状況を把握し、適切な指導方法及び支援方法について教職員に指導・助言をしたり、教職員と保護者との面談に立ち会い、専門的な見地から助言したりする。	
根拠	巡回アドバイザー実施要綱	
対象	保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・中等教育学校	
内容	心理・医療等の専門家を「巡回アドバイザー」として登録し、各園・学校からの要望に応じ日程等の調整をして派遣する。 ①特別な支援を必要とする児童等の障害の状態の把握 ②児童等の個別指導計画等の作成について教職員への助言 ③児童等への必要な支援や個別指導計画等に基づく指導について教職員への助言等	
沿革	平成18年度 事業開始 平成24年度 事業名称を「発達支援アドバイザー派遣」に変更 平成28年度 事業名称を「巡回アドバイザー派遣」に変更 平成29年度 指導課から学務課へ事務移管 令和3年度 学務課から指導課へ事務移管	
3年 派遣時数	令和3年度 【予算額：16,227,000円】 前年比420,000円増 予算増理由：児童・生徒数増加による専門家の巡回時間増加のため。令和3年度は、特に中学校、中等教育学校への派遣時間の増加を見込んでいる。	
	巡回先	実績
	保育園	1園あたり月 約4時間
	幼稚園	1園あたり月 約4時間 + (12時間)
	こども園	1園あたり月 約6時間
	小学校	1校あたり月 約6時間
	(小学校裁量)	1校あたり月 約6時間
	中・中等	1校あたり月 約4時間
	(中学校裁量)	1校あたり 約12時間
	特別支援学級	1校あたり 約20時間
連絡会・就学支援委員会等	約200時間（連絡会、行動観察等）	

(2) 講師（特別支援教育）、特別支援教育専門員、特別支援教育支援員、特別支援教室専門員の配置

項 目	内 容
目 的	支援が必要な幼児・児童・生徒に対し、会計年度任用講師（職員）または有償ボランティアを配置して必要な支援を行う。
根 拠	①講師（特別支援教育） 講師（特別支援教育）の任用等に関する要綱 ②特別支援教育専門員 特別支援教育専門員の任用等に関する要綱 ③特別支援教育支援員 特別支援教育支援員配置事業実施要綱 ④特別支援教室専門員（都） 東京都公立学校会計年度任用職員設置要綱
対 象	①講師（特別支援教育） 区立小学校・中学校・中等教育学校 ②特別支援教育専門員 区立幼稚園・こども園・小学校 ③特別支援教育支援員 区立幼稚園・こども園・小学校・中学校・中等教育学校 ④特別支援教室専門員（都） 区立小学校・中学校・中等教育学校
内 容	①講師（特別支援教育） 校長の指揮監督の下に、教員等と連携して、通級による指導、通常学級における指導・支援、特別支援教育コーディネーターの補佐等を行う。 ②特別支援教育専門員 児童等の学習又は生活上の困難さに応じた支援、児童の行動観察とその記録の作成及び学級担任への報告、通級の時間割の調整、特別支援教育支援員への助言等を行う。 ③特別支援教育支援員 特別に支援が必要な児童等の状況に応じて支援 ④特別支援教室専門員（都） 巡回指導教員等の指示に基づき、個別の課題に応じた教材を作製する業務や巡回指導教員と学級担任等との間の連絡調整等
沿 革	①講師（特別支援教育）（特別支援教育指導員としては平成21年度から実施） 令和2年度から区立小学校、中学校、中等教育学校に配置 ②特別支援教育専門員（特別支援教育指導員としては平成21年度から実施） 令和2年度から区立幼稚園、こども園、小学校に配置 ③特別支援教育支援員（臨時職員としては平成12年度から実施） 令和元年度から区立幼稚園、こども園に配置 令和2年度から小学校、中学校、中等教育学校に配置 ④特別支援教室専門員（都） 平成30年度から区立小学校に配置 令和元年度から区立中学校、中等教育学校に配置

3年度 配置数	令和3年度（支援員予算＜学校生活サポート＞）				R3.5.1時点
	【予算額：104,537,000円】※非常勤予算を除く				
	園・学校	講師 (特別支援教育) 配置数	特別支援教育 専門員配置数	特別支援教育 支援員配置数	特別支援教室 専門員配置数 (都費)
	幼稚園・こども園 (8園)		10	21	
	小学校(8校)	15	15	24	8
	中・中等教育学校 (3校)	8		4	3
	指導課		2		
合計	23	27	49	11	
予算枠	23	27	53		

※特別支援教育支援員は、予算上の配置数

6 教育支援シート（学校（園）生活支援シート及び個別指導計画）の活用

（1）目的

これまで、学校（園）生活支援シート、個別指導計画と2つの様式で作成してきたものを一本化し、教育支援シートとして作成することで、学校（園）で行ってきた適切な指導及び必要な支援を、進学先へつなぐことにより切れ目ない支援を行う。

ア 学校（園）生活支援シートとしての目的

保護者、学校、関係機関との間での連携を推進する。

※学校教育法施行規則及び教育要領・学習指導要領に基づく「個別の教育支援計画」である。

イ 個別指導計画としての目的

通級による指導と通常の学級での指導について、個に応じた指導を行う。

※教育要領・学習指導要領に基づく「個別の指導計画」である。

（2）経緯

平成29年3月に学習指導要領が改訂され告示。その中で、障害のある児童・生徒等においては、家庭、関係機関との連携、長期的な視点による教育的支援を行うため、個別の教育支援計画（学校（園）生活支援シート）を作成し、活用するよう努めるとともに、各教科等の指導にあたって、個別指導計画の作成し活用するよう努めるものとされた。

特別支援学級や通級による指導を受ける児童・生徒については、個別の教育支援計画及び個別指導計画を作成し効果的に活用するものとされている。なお、平成30年8月には、学校教育法施行規則の一部改正により、個別の教育支援計画を作成することと規定され、作成にあたり、関係機関と必要な情報の共有を図ることについても規定されている。

千代田区では、平成29年4月から学校（園）生活支援シート及び個別指導計画を作成し、効果的に活用を進めるよう、コーディネーター研修会で学校園への周知し、令和2年4月から、これらの様式を一本化し、教育支援シート取扱要綱を定め、活用を進めている。

(3) 事業内容

年度初め ・ 指導開始	<新規> 保護者、本人からの意見を聞き取りながら、教育支援シートを作成する。 <昨年度から継続> 昨年度、作成されたものの内容を確認し、指導・支援を継続しながら、追記・修正をする。
4月中旬	作成した教育支援シートの内容を学校と保護者で確認し、合意形成を図る。
随時	教育支援シートの内容に沿って、指導・支援、評価・改善を行う。
年度末	保護者、本人からの意見を聞き取りながら、次年度への引継ぎ内容について確認し、教育支援シートを仕上げ、進級先、進学先へ引継ぎを行う。次年度へ向けた教育支援シートの作成を行う。

(4) 作成対象者

- ①特別支援学級の在籍児童・生徒（様式は、学校ごとの実態に合わせ作成）
- ②通級による指導利用児童・生徒
- ③学校（園）内での指導・支援が必要と校内委員会等で判断し、保護者から作成希望のあった幼児・児童・生徒

(5) 実施状況（各年8月1日現在）

- ①学校（園）生活支援シートを作成した幼児・児童・生徒数（人）

※令和2年度からは、①と②の様式を1つにまとめた教育支援シートとしての数

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
幼稚園・こども園	69	76	66	71	71
小学校	221	175	153	145	132
中・中等教育学校	43	31	35	26	22
合計	333	282	254	242	225

- ②個別指導計画を作成した幼児・児童・生徒数

	令和元年度	平成30年度	平成29年度
幼稚園・こども園	72	74	78
小学校	153	145	110
中・中等教育学校	35	26	22
合計	260	245	210

7 特別支援学級（千代田小学校）登校時通学支援

令和3年度（特別支援学級登校時通学支援） 【予算額：33,997,000円】																																		
項目	内容																																	
目的	特別支援学級の在籍児童の自宅から学校までの送りについて、車両を運行し、児童及び保護者の登校時の負担軽減を図る。																																	
対象	特別支援学級の在籍児童のうち、保護者が希望する児童																																	
内容	添乗員付車両の運行委託を行い、登校時、自宅から小学校までの送りを行う。 (保護者の費用負担なし)																																	
沿革	平成23年4月	試行																																
	平成23年5月	週2回運行開始																																
	平成23年10月	週3回運行開始																																
	平成26年4月	週4回運行開始																																
	平成30年4月	週5回運行開始																																
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象数 (人)</th> <th>利用数 (人)</th> <th>車両数 (台)</th> <th>委託先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>5</td> <td rowspan="6">都自動車(株)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>20</td> <td>18</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>19</td> <td>17</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>					対象数 (人)	利用数 (人)	車両数 (台)	委託先	令和3年度	25	21	5	都自動車(株)	令和2年度	20	18	4	令和元年度	19	17	3	平成30年度	12	10	2	平成29年度	14	10	2	平成28年度	13	11	2
	対象数 (人)	利用数 (人)	車両数 (台)	委託先																														
令和3年度	25	21	5	都自動車(株)																														
令和2年度	20	18	4																															
令和元年度	19	17	3																															
平成30年度	12	10	2																															
平成29年度	14	10	2																															
平成28年度	13	11	2																															

区立小学校の特別支援学級新設について

1 小学校の特別支援学級の状況

特別支援学級は、知的発達に遅れがあり、意思疎通に軽度の困難があつて、日常生活のために一部援助の必要がある児童が、発達状況に応じて少人数で学ぶ学級である。現在、千代田区で特別支援学級を設置しているのは千代田小学校1校であり、千代田区全域からの児童を受け入れている。

2 小学校の特別支援学級新設に向けた背景

(1) 麴町地区における特別支援学級の必要性

現在、千代田小学校の特別支援学級に在籍する児童は25名であり、7割を超える児童が麴町地区（麴町・九段・番町・富士見小学校の通学区域）から通学をしている。児童がより生活圏に近い地域、慣れた環境で学校生活を送るためには、麴町地区における特別支援学級の設置が必要である。

(2) 富士見小学校における特別支援学級新設の検討

千代田小学校の特別支援学級へ通学している児童のうち、全体の4分の1程度の児童が富士見小学校の通学区域から通学している。また、麴町地区の小学校では、児童数増加等の影響で教室不足が課題となっている中、当該小学校では施設の対応が可能である。

(3) 対象児童の増加

令和3年度、千代田小学校では知的障害特別支援学級を4学級設置し、25名の児童を受け入れている。増加傾向である児童の受け入れを今後も継続して可能とするため、千代田小学校の他にも特別支援学級の新設を検討する必要がある。

(参考)

千代田小学校特別支援学級の児童数（人）

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
知的障害(固定)	25	20	19	12

3 実施済及び今後のスケジュール

- 6月18日 地域文教委員会報告
- 6月22日 教育委員会報告
- 7月1日 校園長会報告
- 7月初旬 保護者説明会（千代田小7/1、富士見小7/2・7/5）
- 7月6日 富士見出張所 連合町会長会議報告
- 9月8日～24日 千代田小学校 特別支援学級保護者 転学意向調査
- 11月中 千代田小学校 特別支援学級保護者 最終転学意向確認
- 11月末 通常の学級から特別支援学級へ転学を希望する場合の相談申込期限
- 令和4年4月 富士見小学校に特別支援学級新設（予定）

通常の学級⇔特別支援学級 転学までの流れ

1 保護者との相談

学級担任等と保護者で教育支援シートを活用し、現在の本人の状態（他人との意思疎通における支援、日常生活における支援、社会生活への適応状況）を確認・相談します。



2 校内委員会での検討

校内委員会で、相談の内容や学級における支援内容を確認し、転学について検討します。その際、就学相談時等の資料の有無によって、保護者へ心理検査について案内し、資料を揃えた上で検討する必要があります。

・就学相談時の資料等がある場合

就学相談時の資料と実態把握票等を活用します。

・資料等がない、または、資料はあるが2年以上経過している場合

心理検査を受けるよう保護者に依頼し、心理検査結果と実態把握票等を活用します。

心理検査申込先：児童・家庭支援センター（発達支援係 TEL5296-9281）

※申し込みから検査結果が出るまでには、2か月程度を要します。



3 相談の申し込み

校内で、転学することが望ましいと判断し、保護者も転学を希望していることが確認できた場合、保護者に転学相談票の記入を依頼するとともに、指導課特別支援教育担当（TEL5211-3666）へ相談を申し込むよう案内します。 申込期限：11月30日

校内委員会資料等は、引継ぎについて保護者同意をとった上で、教育支援シート・転学相談票と併せて学校から指導課特別支援教育担当へ提出します。



4 教育委員会での検討

教育委員会が保護者と相談をします。また、児童・生徒の観察をし、学校長、学識経験者等の専門家の意見を聴き、転学についての検討を行います。



5 保護者への情報提供

教育委員会から保護者へ検討内容を伝え、合意形成を図ります。転学をする場合は、教育委員会から保護者へ転学手続きを案内します。

参考：

- ・令和3年度就学相談の手引 知的障害とは
知的障害とは、知的機能の発達に明らかな遅れと、適応行動の困難性を伴う状態が、発達期に起こるものをいう。
- ・25文科初第256号通知 知的障害特別支援学級の障害の程度
知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも
- ・令和3年度就学相談の手引（一部抜粋） 知的障害の特別支援学級の対象
その年齢段階に標準的に要求される機能に比較して、
 - ・抽象的な概念（時間の概念、長い文章）を使った会話など、その理解が困難
 - ・家庭生活や学校生活にほとんど支障がない程度

千代田区立子ども発達センター（さくらキッズ）概要

【目的】 機能訓練や集団適応訓練などを通じて、心身の発達に課題のある幼児・児童の発達成長を支援するとともに、保護者の負担軽減を図る。

【根拠】 千代田区立子ども発達センター条例
千代田区立子ども発達センター条例施行規則

【沿革】 開設年月日 平成24年12月

【委託先】 NPO法人 子どもの発達療育研究所 代表者 田村 満子

【対象】 千代田区に在住する小学1年生までの児童と保護者

【開設日】 月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）

【職員構成】 センター長 1名（兼務 児童・家庭支援センター 発達支援係長）
サービス提供責任者 1名 山崎 佳生子
常勤職員 8名（内、事務員1名） 非常勤職員11名
（職種） 臨床心理士（5） 理学療法士（2） 作業療法士（2） 保育士（1）
言語聴覚士（4） 児童指導員（2） 社会福祉士（1） 音楽療法士（1）

【主な業務】 ・集団指導：年齢や発達状況別の10人程度の小集団指導 *2時間
・個別指導：運動・言語・心理・作業 *1時間
・在籍園・在籍校への訪問 *年間70回程度
・保護者支援（発達や就学に関する相談・助言、ペアレントトレーニング）

【利用実績】

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
登録児童数	323	366	368	391

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
集団指導	2,651	2,564	2,538	2,163	
個別指導	運動	225	266	236	225
	言語	576	717	620	399
	心理	1,241	1,365	1,566	1,934
	作業	633	499	501	734
利用延べ人数	5,586	5,695	5,710	5,455	

千代田区における子ども発達支援の状況

●子ども発達センター（さくらキッズ）と児童発達支援センターの比較

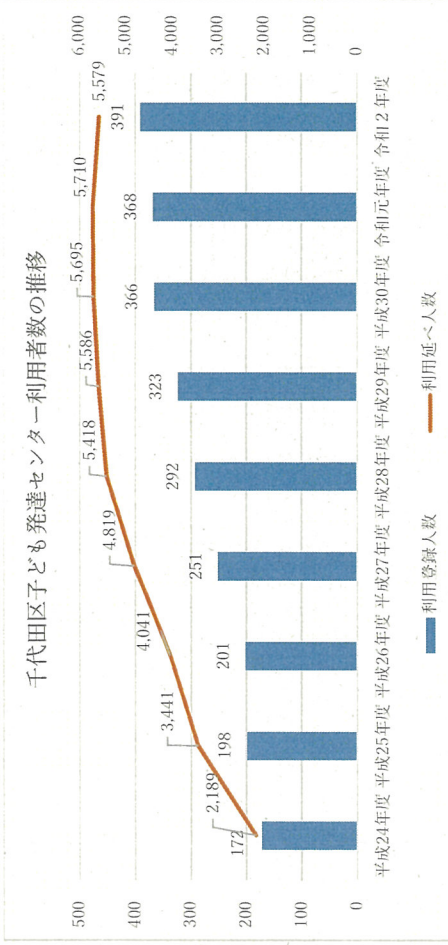
「子ども発達センター（以下、「さくらキッズ」）は、これまで区が行ってきた障害児等の個別療育指導に小集団指導を加え、平成24年12月に開設しました。

さくらキッズでは、保健所の小児健診との連携を図ることで、子どもの障害や発達の課題について早期発見と早期療育指導を図り、就学後の特別支援教育へと繋げています。

また、子どもと保護者が利用しやすい施設とするために障害のある子どもが利用できる「障害児施設」ではなく、子どもの発達を支援する「子育て支援施設」としたことで、児童福祉法に規定される「児童発達支援センター」と異なる区独自の療育・発達支援の拠点として設置しています。

	子ども発達センター（さくらキッズ）	児童発達支援センター
概要	知的障害児、肢体不自由児、発達障害児等の福祉を図るとともに、保護者の子育てを支援することを目的とする。	地域の障害のある児童を対象に、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う。また、障害児とその家族に対する相談及び障害児が利用する施設・機関との連絡・調整等の中核的な機能を担う。
根拠	子ども発達センター条例、施行規則	児童福祉法第43条
対象者	障害や発達に課題のある0歳～小学1年生までの児童とその家族。	地域の障害や発達に課題のある0歳～18歳までの児童とその家族（児童福祉法内の事業の利用は障害児通所受給者証を取得した者）
利用料金	無料	法内事業は、原則、料金の1割負担。ただし世帯所得に応じた月額上限金額の設定あり。
機能（事業）	○個別指導による機能訓練（理学療法・作業療法・言語指導・心理指導） ○心理士による個別及び小集団指導 ○在籍園・在籍校への訪問 ○保護者・家族に対する発達相談	○児童発達支援（法内事業） ○放課後等デイサービス（法内事業） ○保育所等訪問支援（法内事業） ○障害児とその家族に対する相談 ○関係機関の連絡・調整等の中核的機能

●さくらキッズ利用登録者数の推移



* さくらキッズ開設前(平成24年12月)の児童療育事業の状況：登録者数78人、延べ利用人数950人

* 令和2年度は、コロナ禍の影響による利用者数の減

●今後の課題

① さくらキッズ利用者の増加

- ・ 一人あたりの利用頻度（指導回数）の低下が生じている。
- ・ 支援が必要な児童（重度障害児、障害手帳所有児、診断ある児）に十分な支援が不足。
- ・ 医療的ケア児の受け入れ態勢の不足（看護師未配置）

② さくらキッズの対象年齢の拡大（小学校2年生以降）

- ③ 児童発達支援・放課後等デイサービス「ひびいち」において、特別支援学級や特別支援学校に通う児童の利用が増加しており、利用者が増加している。

- ・ 重症心身障害児、医療的ケア児を対象とする児童発達支援の検討が必要

- ・ 重症心身障害児、医療的ケア児対象の放課後等デイサービスの検討が必要

- ④ 障害児が利用する施設・機関の連絡・調整・助言等を行う拠点的功能の体制が求められる。

- ⑤ 発達検査、知能検査等の検査体制の不足

- ⑥ 障害児の移動支援サービスの不足

幼稚園・保育園・こども園・認定こども園の在籍状況

幼稚園・こども園(幼児相当年齢部分)

令和3年4月1日現在

園名	学級数(定員数)				園児数			
	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計
麴町幼稚園	2 (35)	1 (35)	1 (35)	4 (105)	22	31	35	88
九段幼稚園	2 (35)	1 (35)	1 (35)	4 (105)	25	24	25	74
番町幼稚園	2 (35)	1 (35)	1 (35)	4 (105)	24	19	31	74
お茶の水幼稚園	1 (20)	1 (35)	1 (35)	3 (90)	8	15	14	37
千代田幼稚園	1 (25)	1 (25)	1 (25)	3 (75)	17	25	22	64
					短時間 7	15	12	34
					長時間 10	10	10	30
昌平幼稚園	1 (25)	1 (25)	1 (25)	3 (75)	20	21	16	57
					短時間 10	11	6	27
					長時間 10	10	10	30
いずみこども園	1 (35)	1 (35)	1 (35)	3 (105)	31	35	34	100
					短時間 13	15	14	42
					長時間 18	20	20	58
ふじみこども園	2 (50)	2 (50)	2 (50)	6 (150)	47	49	44	140
					短時間 24	22	18	64
					長時間 23	27	26	76
合計	12 (260)	9 (275)	9 (275)	30 (810)	194	219	221	634
					短時間 133	152	155	440
					長時間 61	67	66	194

保育園・こども園・認定こども園(乳児相当年齢部分)

園名	定員							園児数						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
麴町保育園	6	18	18	18	20	20	100	6	18	20	16	20	20	100
神田保育園	12	17	20	22	24	25	120	11	18	19	20	24	24	116
西神田保育園	12	15	18	18	18	18	99	12	18	18	20	18	15	101
四番町保育園	11	14	16	18	19	19	97	9	15	15	17	18	18	92
いずみこども園	9	12	15	(20)	(20)	(20)	36 (60)	9	14	17	(18)	(20)	(20)	40 (58)
ふじみこども園	12	20	23	(25)	(28)	(28)	55 (81)	10	23	25	(23)	(27)	(26)	58 (76)
アスクニ番町保育園	12	16	18	18	18	18	100	6	17	17	17	17	17	91
ポピンズ一番町	9	12	13	14	16	16	80	6	9	13	14	14	15	71
ほっぺるランド西神田	9	10	12	13	13	13	70	9	10	12	12	13	9	65
グローバルキッズ飯田橋園	18	24	24	24	24	24	138	11	23	24	23	22	23	126
あい保育園東神田	9	10	11	11	11	11	63	8	10	12	6	9	10	55
グローバルキッズ飯田橋こども園	15	17	18	29	29	29	137	8	17	18	20	27	24	114
				10	10	10	短時間 30				1	8	6	短時間 15
				19	19	19	長時間 107				19	19	18	長時間 99
クレーナーサリー市ヶ谷	9	12	12	15	15	15	78	3	9	11	13	15	12	63
神田淡路町保育園 大きなおうち	9	18	18	18	18	18	99	9	17	18	17	18	17	96
グローバルキッズ六番町園	6	10	11	11	11	11	60	4	10	11	11	10	9	55
二番町ちとせ保育園	12	14	14	20	20	20	100	12	14	15	14	19	17	91
千代田せいが保育園	6	7	8	10	10	10	51	6	7	9	8	10	10	50
ベネッセ内神田保育園	6	8	10	12	12	12	60	5	6	9	7	9	11	47
保育園神田ベアーズ	9	9	9	15	15	4	61	9	8	9	10	12	2	50
あい・あい保育園三番町園	6	8	9	9	9	9	50	2	8	9	7	7	1	34
平河町ちとせ保育園	9	12	12	14	14	14	75	8	12	14	5	11	3	53
ほっぺるランド外神田	6	12	15	18	18	18	87	1	12	13	9	15	1	51
岩本町ちとせ保育園	12	19	19	10	5	4	69	12	16	4	4	3	0	39
外神田かなりや保育園	6	8	9	9	9	9	50	1	5	1	0	2	0	9
合計	230	322	352	336 (45)	338 (48)	327 (48)	1,905 (141)	177	316	333	269 (41)	305 (47)	252 (46)	1,652 (134)

※こども園の定員には、「要する枠」を含まない。

(いずみこども園:0歳児3名 1歳児3名 2歳児1名 ふじみこども園:0歳児3名 1歳児2名 2歳児1名)

※定員には令和3年度の受け入れ人数を掲載。

保育園神田ベアーズの5歳児は認可定員15名。岩本町ちとせ保育園の3～5歳児は令和4年度以降各20名に定員を増やす予定。

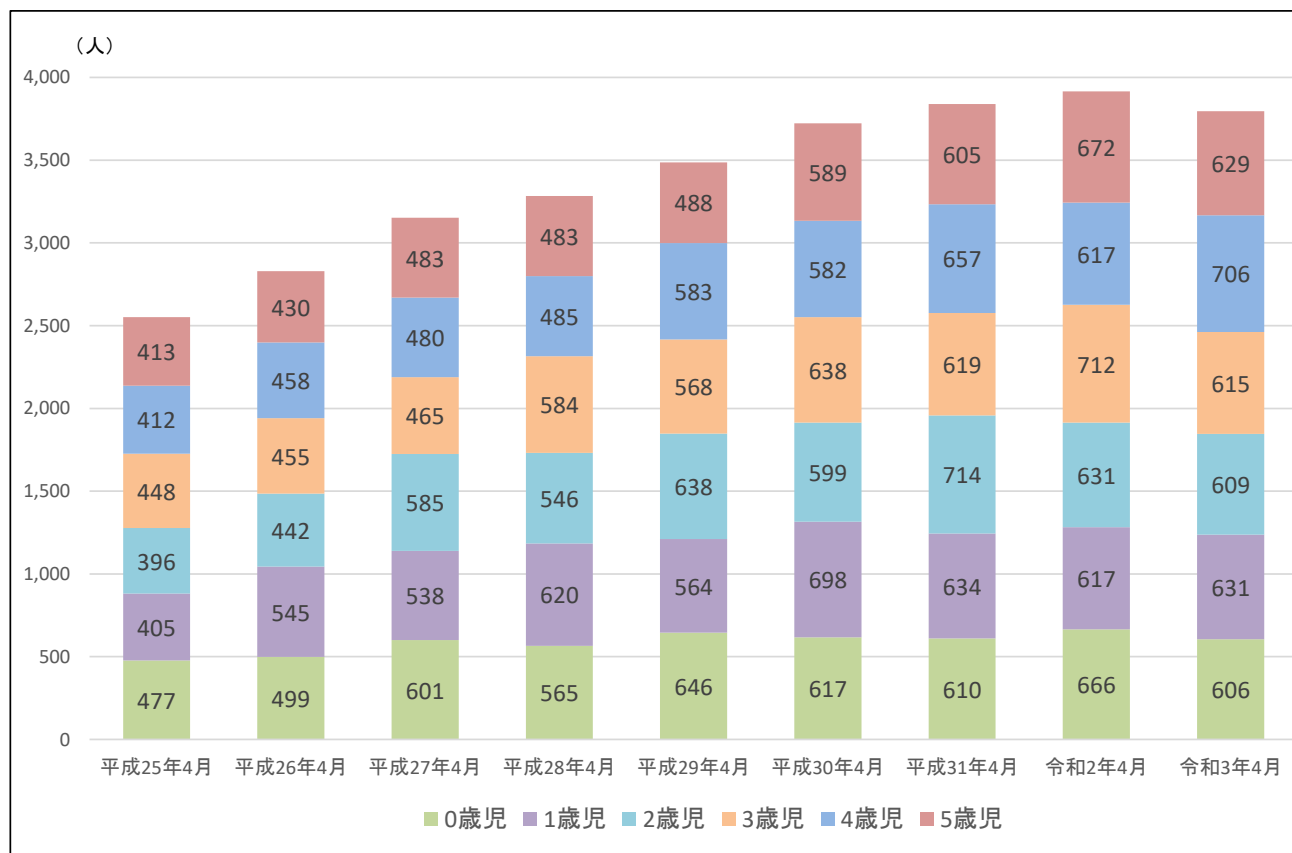
※いずみこども園・ふじみこども園の3～5歳児は、長時間児のみ掲載。

施設名		定員						園児数																
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		計			
									全数	うち区民	全数	うち区民	全数	うち区民	全数	うち区民	全数	うち区民	全数	うち区民	全数	うち区民		
地域型保育事業	家庭的保育	あい・ぼーと小さな家飯田橋						5	0	0	1	1	2	2	—	—	—	—	—	—	3	3		
		あい・ぼーと小さな家東神田						5	0	0	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	2	2		
	保小育規事模業型	あい・ぼーと小さな家麹町						10	1	1	3	3	4	4	—	—	—	—	—	—	8	8		
	事業所内保育事業	厚生労働省5号館保育室(区民枠のみ)		1	3	1	—	—	—	5	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	0	0
		アソシエーターサリー霞が関(区民枠のみ)		1	2	2	—	—	—	5	0	0	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	2	2
		グローバルキッズ経済産業省保育室(区民枠のみ)		0	2	3	—	—	—	5	0	0	0	0	1	1	—	—	—	—	—	—	1	1
		ゆうてまち保育園(区民枠のみ)		1	3	3	—	—	—	7	1	1	0	0	3	3	—	—	—	—	—	—	4	4
		財務省らる保育園(区民枠のみ)		1	2	2	—	—	—	5	1	1	0	0	1	1	—	—	—	—	—	—	2	2
		(株)ポピンズ		30						30	1	1	1	1	0	0	—	—	—	—	—	—	2	2
	住宅訪問事業型	(株)アルファコーポレーション		5						5	0	0	2	2	0	0	—	—	—	—	—	—	2	2
		サンフラワー・A(株)		10						10	1	1	1	1	3	3	—	—	—	—	—	—	5	5
		(特非)フローレンス		—						0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
認可外保育所	施設一設体	マミーズエンジェル千代田保育園						20	3	3	9	9	9	9	—	—	—	—	—	—	—	21	21	
		小学館アカデミー昌平保育園						25	3	3	10	10	10	10	—	—	—	—	—	—	—	23	23	
	認証保育所	保育園ドルチェ						40	3	2	12	4	15	13	4	3	4	3	0	0	38	25		
		キッズスクウェア丸の内東京ビル						26	2	0	5	0	5	1	2	1	1	1	—	—	15	3		
		マミーズエンジェル神田駅前保育園						35	5	5	5	5	6	6	7	7	9	9	5	4	37	36		
		小学館アカデミー神保町保育園						40	4	1	6	6	6	4	6	5	6	6	2	2	30	24		
		ピノキオ幼児舎番町園						26	2	2	0	0	3	3	3	3	4	4	2	2	14	14		
		キッズスクウェア永田町						34	2	0	10	5	6	1	3	1	4	1	5	2	30	10		
		キッズスクウェア丸の内永楽ビル						26	3	3	5	3	7	1	2	0	2	1	1	0	20	8		
		保育室「愛の園」						30	3	1	10	4	9	4	1	1	—	—	—	—	23	10		
	ナーサリールーム バリーベアー霞が関						20	0	0	0	0	1	1	—	—	—	—	—	—	1	1			
	施設緊急保育	グローバルキッズ神田駅前保育園(旧今川中学校)						40	2	2	8	8	2	2	8	8	5	5	5	5	30	30		
	保区補育対室象	ひまわり育児室						26	4	3	6	5	3	3	4	3	6(うち区民6)				23	20		
ハイブリッドママプリスクールナーサリールーム千代田富士見						40	6	6	6	6	6	6	5	5	10	10	7	7	40	40				
合計		—	—	—	—	—	520	47	36	102	75	105	81	45	37	45	40	27	22	377	297			

千代田区における就学前人口の推移

(各年4月1日の住民基本台帳の人数)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
5歳児	413	430	483	483	488	589	605	672	629
4歳児	412	458	480	485	583	582	657	617	706
3歳児	448	455	465	584	568	638	619	712	615
2歳児	396	442	585	546	638	599	714	631	609
1歳児	405	545	538	620	564	698	634	617	631
0歳児	477	499	601	565	646	617	610	666	606
計	2,551	2,829	3,152	3,283	3,487	3,723	3,839	3,915	3,796



資料4 有識者会議資料（第2回）

幼・保・小連携について

【指導課所管の取組について】

1 教職員研修

<保・幼・小合同研修会>

(1) 事業の目的

千代田区立保育園保育士、幼稚園（こども園）教員及び小学校教員を対象に、幼児教育（就学前教育）と小学校教育の連携にかかわる課題（滑らかな接続等）について研修を深めることにより、子どもへの理解を深め、千代田区の各学校（園）の教育の充実を図る。

【名称について】

- * 平成 17 年度まで：「幼稚園教諭・保育士合同研修会」
- * 平成 18 年度：「幼・小合同研修会」 ← 学校からの参加を多くすることを図る
- * 平成 19 年度から：「幼・保・小合同研修」 ← 保育園からの参加をより明確にする。
- * 平成 23 年度から：「保・幼・小合同研修会」
← 教育目標等への記載順を、「保育園→こども園→幼稚園→小学校」とする、子ども部指導課の方針を踏まえる。

(2) 事業の内容

- ①内容：幼稚園（こども園）・小学校を会場とした交流保育・交流授業、研究協議、講演等
- ②場所：担当園・学校
- ③回数：年間2回（例年、春と秋） 令和3年度は6月・11月
※平成27年度より、自地区開催は必修研修（他地区開催は自由参加）

(3) 予算 教職員研修費から配当する。

(4) 今年度の計画

	開催月日	活動内容
1	6月23日（水）	研修テーマ「幼児期の学びとその学びを生かした小学校の学び ～保幼小の円滑な接続を意識して～」 スタートカリキュラムの報告、交流の報告、講演 会場：いずみこども園・和泉小学校 講師：白梅学園大学 名誉教授 無藤 隆
2	11月17日（水）	研修テーマ 「幼児期の学びとその学びを生かした小学校の学び ～保幼小の円滑な接続を意識して～」 スタートカリキュラムの報告、交流の報告、講演 会場：麴町幼稚園・麴町小学校 講師：文部科学省初等中等教育局教育課程課 教科調査官 齋藤 博伸

(5) 会場について

①これまでの会場校園と当面の予定

年度	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
麴町地区	麴町	九段	番町	富士見	麴町	九段	番町	富士見	麴町	九段	番町	富士見
神田地区	お茶の水	千代田	昌平	いずみ	お茶の水	千代田	昌平	—	いずみ	お茶の水	千代田	昌平

②備考

- ア 平成 17 年度以前は「幼・保合同研修会」として、年 3 回実施していた。第 1 回は年間の研修の「開講式」との意義があることから園長会長の園とし、第 2 回以降は麴町地区ならびに神田地区それぞれにおいて行政番号順による輪番としてきた。
- イ 平成 18 年度以降は「幼・小合同研修会」として、年 2 回実施し、麴町地区・神田地区で行政番号順の輪番とした。実施初年度初回は前年度園長会長園の番町幼稚園とした。
- ウ 平成 21 年度、麴町地区は「輪番」によると富士見であったが、校舎移転準備等の関係から「リセット」し、以降は麴町からの行政番号順とすることとした。

(6) 過去の研修経過

○平成 30 年度「スタートカリキュラムの具体と実践」

～千代田幼稚園・小学校のスタートカリキュラム～

スタートカリキュラムの実際を報告、グループ協議、講演

【第 1 回】平成 30 年 6 月 13 日（水） 会場：千代田幼稚園・小学校
＜講 師＞文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官 渋谷 一典

【第 2 回】平成 31 年 1 月 30 日（水） 会場：九段幼稚園・小学校
＜講 師＞文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官 渋谷 一典

○令和元年度「幼稚園の学びとその学びを生かした小学校の学び～円滑な接続を意識して～」

スタートカリキュラムの実際を報告、グループ協議、講演

※協議では、平成 30 年度東京都開発委員会が作成したシートを活用

【第 1 回】令和元年 6 月 19 日（水） 会場：番町幼稚園・小学校
＜講 師＞文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官 渋谷 一典

【第 2 回】令和元年 1 月 22 日（水） 会場：昌平幼稚園・小学校
＜講 師＞文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官 渋谷 一典

○令和 2 年度「幼児期の学びとその学びを生かした小学校の学び～円滑な接続を意識して～」

幼小連携の実際を報告、講演

【第 1 回】中止（令和 2 年 6 月 24 日（金）予定）

【第 2 回】令和 2 年 1 月 11 日（水） 会場：ふじみこども園・富士見小学校
＜講 師＞文部科学省初等中等教育局教育課程課 教科調査官 渋谷 一典

(7) 実施上の課題等

- ①会場校舎の過度の負担にならないようにする。「普段の幼（保）小連携の様子を公開する」のが基本理念である。
- ②協議は 4～5 人のグループ協議にして活性化させる。同じ校舎のグループ編成、違う校舎のグループ編成など工夫する。
- ③参加者共通の課題としての研修内容を適切に選定する。小学校と幼稚園・保育園との連携の視点として「子どもの交流」、「教師の相互理解」、「接続期のカリキュラムの連携」、「家庭との連携」等が考えられる。
- ④研修会の開催時刻と互いの勤務形態、校種による勤務実態の相違から、保育士、幼稚園教員、小・中・中等教育学校教員が共に全員参加することは困難である。開始時からの参加は不可能でも、研究協議や講演からでも参加するなど、広く参加を働きかけることが必要である。
- ⑤会場校舎との役割分担を明確にし、学校舎の過度の負担にならないよう留意する。
- ⑥講師については、会場校舎と事務局（指導課）間にて検討し、決定する。
- ⑦講演内容については、当日の交流活動や学校・園の問題提起に沿った内容になるよう、担当指導主事が講師と打合せを行う。
- ⑧次年度の方向性について、指導課で案を検討し、12～1 月中旬に次期会場校舎の校長と打ち合わせを行い、理解を得る。夏のうちに次期会場校舎長には頭出しをしておく

＜保育士及び幼稚園教諭交流研修＞子ども支援課と協働で運営

(1) 事業の目的

保育士を幼稚園で、幼稚園教諭を保育園で業務に従事させ、職員相互の理解と協力を深めることのほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 保育園及び幼稚園における現状と課題を把握し、保育を必要とする区民の子どもに対し在籍している園によらず、等しい保育を提供できるよう、保育者としてふさわしい人格と教養を培わせる。
- ② 園において共通した職務遂行上必要な能力の開発、向上を図ることにより、将来を見通す先見性や創造力をそなえ、積極的な意欲を持って職務に取り組み、区民から信頼される保育士及び幼稚園教諭を育成する。

(2) 事業の内容

- ① 年3回の連絡会【主管：子ども支援課】
- ② 研修カリキュラムの作成と報告【主管：指導課】
- ③ 保幼合同園長会や保幼小合同研修会等を活用して区内保育園・幼稚園に研修成果を報告、還元【主管：指導課】
- ④ 年度内に次年度の派遣保育士、幼稚園教諭及び園長への説明会【主管：それぞれの課】

(3) 予算

教員研修費による。

(4) 実施計画

実施月	内容及び目的	場所	担当・参加者
令和3年5月25日 (火)	前年度研修生との交流（経験をもとにしたアドバイスや研修生の疑問等の解消、新旧研修生同士の共通意識の醸成） 訪問日程調整	Teamsによる オンライン会議	前年度・前々年度 研修職員 指導課職員 子ども支援課職員
令和3年7月28日 (水)	学期終了時、研修報告 研究の方向性の確認	Teamsによる オンライン会議	指導課職員 子ども支援課職員
令和3年8月23日 (月)	派遣元の園への訪問、研修生同士の保育参観（研修生同士の情報交換、派遣元の園での事務分掌の振り返り、報告会に向けた準備）	四番町保育園	指導課職員 子ども支援課職員
令和3年11月26日 (金)	簡単な指導案を作成し、保育の振り返り	千代田幼稚園	指導課職員 子ども支援課職員
令和3年12月27日 (月)	学期終了時、研修報告 研修報告会に向けての準備等	区役所会議室	指導課職員 子ども支援課職員
令和4年2月	次年度研修生内定・通知		
令和4年2月21日 (月)	研修報告会（研修のまとめと今後の職務へのフィードバックの確認）		指導課職員 子ども支援課職員
令和4年3月	次年度研修説明会 学年度末の報告を受け修了判定		管理職及び派遣者 指導課職員 子ども支援課職員

* 可能な範囲で幼稚園（こども園）、保育園の園内研修会等を利用し、幼稚園（こども園）教諭は保育園を、保育園保育士は幼稚園（こども園）の保育を見合い、交流を図る。

(5) 実施上の課題等

- ①研修カリキュラムの構築と実施及び周知
- ②研修概要及び成果について区立園への報告と還元
- ③派遣研修生の選定方法
- ④研修報告会のもち方

千代田区保育士及び幼稚園教諭交流研修実施要綱

平成 27 年 2 月 16 日区長決定

26 千政人事発第 1245 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、千代田区立保育園又はこども園（以下「保育園等」という。）で勤務する保育士及び千代田区立幼稚園又はこども園（以下「幼稚園等」という。）で勤務する幼稚園教育職員（以下「幼稚園教諭」という。）に対し、それぞれの任命権者が行う研修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研修の目的)

第 2 条 この研修の目的は、保育士を幼稚園で、幼稚園教諭を保育園で業務に従事させ、職員相互の理解と協力を深めることのほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保育園及び幼稚園（以下「園」という。）における現状と課題を把握し、保育を必要とする区民の子に対し、在籍している園によらず、等しい保育を提供できるよう、保育者としてふさわしい人格と教養を培わせる。
- (2) 園において共通した職務遂行上必要な能力の開発、向上を図ることにより、将来を見通す先見性や創造力をそなえ、積極的な意欲を持って職務に取り組み、区民から信頼される保育士及び幼稚園教諭を育成する。

(研修職員の要件)

第 3 条 研修させる保育士又は幼稚園教諭（以下「研修職員」という。）は、次の各号に掲げるもののいずれにも該当するものとする。

- (1) 区の保育士又は幼稚園教諭として、引き続き 3 年以上の経験を有すること。（ただし特に必要があると各任命権者が認める場合は、2 年以上の者とすることができる。）
 - (2) 保育士にあつては幼稚園教諭普通免許状、幼稚園教諭にあつては保育士資格を有するもの
- 2 研修職員の決定は、前項の要件を満たす者の中から、保育士にあつては区長、幼稚園教諭にあつては教育長が行う。

(研修命令)

第 4 条 研修は、保育士にあつては区長、幼稚園教諭にあつては教育委員会の命令により実施する。

(研修期間)

第 5 条 研修期間は、原則として 4 月 1 日から始まる 1 年間とする。ただし、1 年を超えない期間を単位として、当初の研修期間の初日から 3 年を超えない範囲で、研修期間を延長することができる。

(勤務時間等)

- 第6条 保育士である研修職員の勤務時間、休日、休暇等その他サービスの取扱い（以下、「勤務時間等」という。）については、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月条例第3号）（以下「職員勤務時間条例」という。）及び職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年10月条例第23号）の規定を適用する。ただし、1日当たりの勤務時間、休憩時間、週休日の割振り、週休日の振替及び半日単位の勤務時間の割振り変更については、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月条例第34号）（以下「幼稚園勤務時間条例」という。）が適用される職員の例による。
- 2 幼稚園教諭である研修職員の勤務時間等については、幼稚園勤務時間条例及び学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（平成12年3月教育委員会訓令第4号）の規定を適用する。ただし、1日当たりの勤務時間、休憩時間、週休日の割振り、週休日の振替及び半日単位の勤務時間の割振り変更については、職員勤務時間条例が適用される職員の例による。

(給与)

- 第7条 幼稚園教諭である研修職員の給与については、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月千代田区条例第35号）に基づき支給する。
- 2 保育士である研修職員の給与については、職員の給与に関する条例（昭和26年10月千代田区条例第19号）に基づき支給する。

(旅費)

- 第8条 保育士である研修職員の旅費については、職員の旅費支給規程（昭和48年8月訓令甲第10号）を適用する。
- 2 幼稚園教諭である研修職員の旅費については、幼稚園教育職員の旅費支給規程（平成12年3月教育委員会訓令第9号）を適用する。

(共済組合等)

- 第9条 研修職員は、研修期間中においても、東京都職員共済組合又は特別区職員互助組合の組合員とし、千代田区職員互助会の会員とする。

(研修報告)

- 第10条 研修職員は、研修期間の終了の都度、保育士にあつては子ども支援課長に、幼稚園教諭にあつては指導課長に研修報告をしなくてはならない。
- 2 子ども支援課長及び指導課長は、必要があると認める場合、研修期間の途中においても研修職員に研修報告を求めることができる。

(その他)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長と教育委員会が協議して別に定める。

附 則（平成27年2月16日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から適用する。
- (準備行為)
- 2 第3条第2項の決定その他この要綱の実施に係る手続に関し必要な行為については、この要綱の施行の前においてもすることができる。

2 教育課程編成に当たって

(1) 幼稚園・こども園

- ・ 幼・小が合同で活動する場面の計画・実践を指導
- ・ 教育課程編成にあたり、「基本方針」、「指導の重点」に、該当する「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を記載するよう指導

(2) 小学校

- ・ 3月末までに校内組織を立ち上げて、その年の児童の実態に即してスタートカリキュラムの見直し等の準備を行い、4月からは全校で協力体制を組み、組織的に実践するよう指導

5 遊びから学びへの連続性(つながり)を問う

【就学前教育カリキュラム・スタートカリキュラム】

<教育課程への記載>
【幼・小】⇒第1表または第2表
 ・幼・小が合同で活動する場面の計画・実践。
【幼】⇒第1表の1(2)「基本方針」第2表の2(1)「指導の重点」
 ・該当する「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を記載
【小】⇒第1表の1(2)「基本方針」
 ・接続を意識したスタートカリキュラムについて記載
 等

概要

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことが求められています。幼稚園教育要領では、就学前教育において育みたい資質・能力及びそれが育まれている子どもの具体的な姿が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として示されました。また、小学校学習指導要領においては、第1章総則で、特に小学校入学当初において、生活科を中心に合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと（スタートカリキュラムの編成・実施）が規定されました。

ポイント

○「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」をもとに、**遊びや生活の中で子どもが発達していく姿を捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりする。**

<千代田区の就学前教育・教育を通してめざす子どもの姿> 千代田区の子どもたちのための就学前プログラム

- 様々なことに興味をもち、自分で考え工夫していく子ども
- 身近な人やものに親しみをもち、やさしく思いやりのある子ども
- 元気に体を動かして遊ぶ子ども

<千代田区の子ども育成の基本理念> 千代田区の子どもたちのための就学前プログラム

- 子どもの発達や学びの連続性を考慮した乳幼児期の保育・教育を推進する
- 公立・私立等の、認可形態にとらわれない乳幼児期の保育・教育を推進する
- 小学校への滑らかな接続をめざした乳幼児期の保育・教育を推進する
- 家庭教育との連携を推進する。

<幼児教育の内容・方法の改善・充実> 「令和の日本型学校教育」構築を目指して（中間まとめ）中央教育審議会

(1) 幼稚園教育要領等の理解推進・改善

- ・ 幼稚園教育要領等の実施状況や成果等の把握、調査研究や好事例等の情報提供による教育内容や指導方法の改善・充実

(2) 小学校教育との円滑な接続

- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに幼小の教職員の連携促進
- ・ スタートカリキュラムを活用した幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化

(3) 教育環境の整備

- ・ 幼児の直接的、具体的な体験をさらに豊かにするための工夫をしながら ICT を活用、幼児教育施設の業務の ICT 化の推進

(4) 特別な配慮を必要とする幼児への支援

ポイント

○**その年の児童の実態に即した内容に、スタートカリキュラムを改善する。**
 ○**3月末までに校内組織を立ち上げて準備を進め、4月からは全校で協力体制を組み。**

(1) 各学校独自のスタートカリキュラムを入学式からおおむね4週間を期間として作成する。
 (2) 全ての単元を配列し、俯瞰することができる単元配列表を作成する。
 (3) 実践に向けて具体化するために週案を作成する。

【例】3類型に学習を分類し、はじめはなかよしタイムを多くし、次第にぐんぐんタイムに移行するようにする。

- なかよしタイム…一人一人が安心感をもち新しい人間関係を築いていく学習余剰（その他 行事）
- わくわくタイム…合科的・関連的な指導による生活科を中心とした学習 生活科・各教科等
- ぐんぐんタイム…教科等を中心とした学習 当該教科等

就学前プログラムの改定状況等について

1 背景と目的

就学前プログラムは、子どもたちの健やかな成長と小学校への円滑な接続を保障するため、平成25年3月に策定された。その後保育所保育指針、幼稚園教育要領、認定こども園・保育要領の改訂が行われ、「小学校との共有による幼小接続の推進」「育みたい資質・能力や育ってほしい姿の明文化」「保育所を幼児教育施設と位置付けること」等方針が示された。

このようなことから、人間形成の基礎となる乳幼児期を園種や設置形態の別によらず、どのようにして育むかという観点から保育園・幼稚園・こども園等の就学前施設及び小学校の関係者が共に就学前プログラムの内容を検証する。

2 改定の期間

令和3年4月～令和5年3月

3 検討概要

(1) 検討体制

改定の検討は、学識経験者や幼稚園・保育園及び学校関係者等で行う（別添 委員名簿）。

(2) 検討の視点

① 保幼小の連続性を考慮した教育・保育の充実

0～18歳までの連続した教育・子育て支援に向けて、生きる力の基礎である大切な乳幼児期の姿を明確にしつつ、学校教育への円滑な接続の視点を視野に入れる。

② 安全教育の充実

保育士や教員等が発達段階を適切に見極め、子どもが健康で安全な生活に必要な習慣や態度が身に付けられるよう適切な支援及び教育を行う。

③ 特別な支援が必要な子どもへの支援の充実

園種や設置形態の別に関わらず、子ども一人ひとりの個性を大切にしながらも、その能力を引き出して、社会の一員として生きていく力を身に付けるため、適切な支援及び教育を行う。

4 これまでの検討と今後のスケジュール予定

令和3年度

令和3年4月～8月	部内及び有識者との打合せ、委員選定、策定委員会の設置
令和3年8月30日	第1回 策定委員会 開催
令和3年10月21日～11月5日	保育従事者向けアンケートの実施
令和3年10月27日～11月9日	策定委員向けアンケートの実施
令和3年10月～令和4年1月	園、放課後デイサービス等視察
令和3年12月16日	第2回 策定委員会 開催予定
令和4年2月頃	第3回 策定委員会 開催予定

令和4年度

令和4年6月頃	第4回策定委員会予定
令和4年10月頃	第5回策定委員会予定（骨子の確定）
令和5年12月頃	第6回策定委員会予定（策定）
令和5年3月上旬	公表

千代田区就学前プログラム策定委員名簿

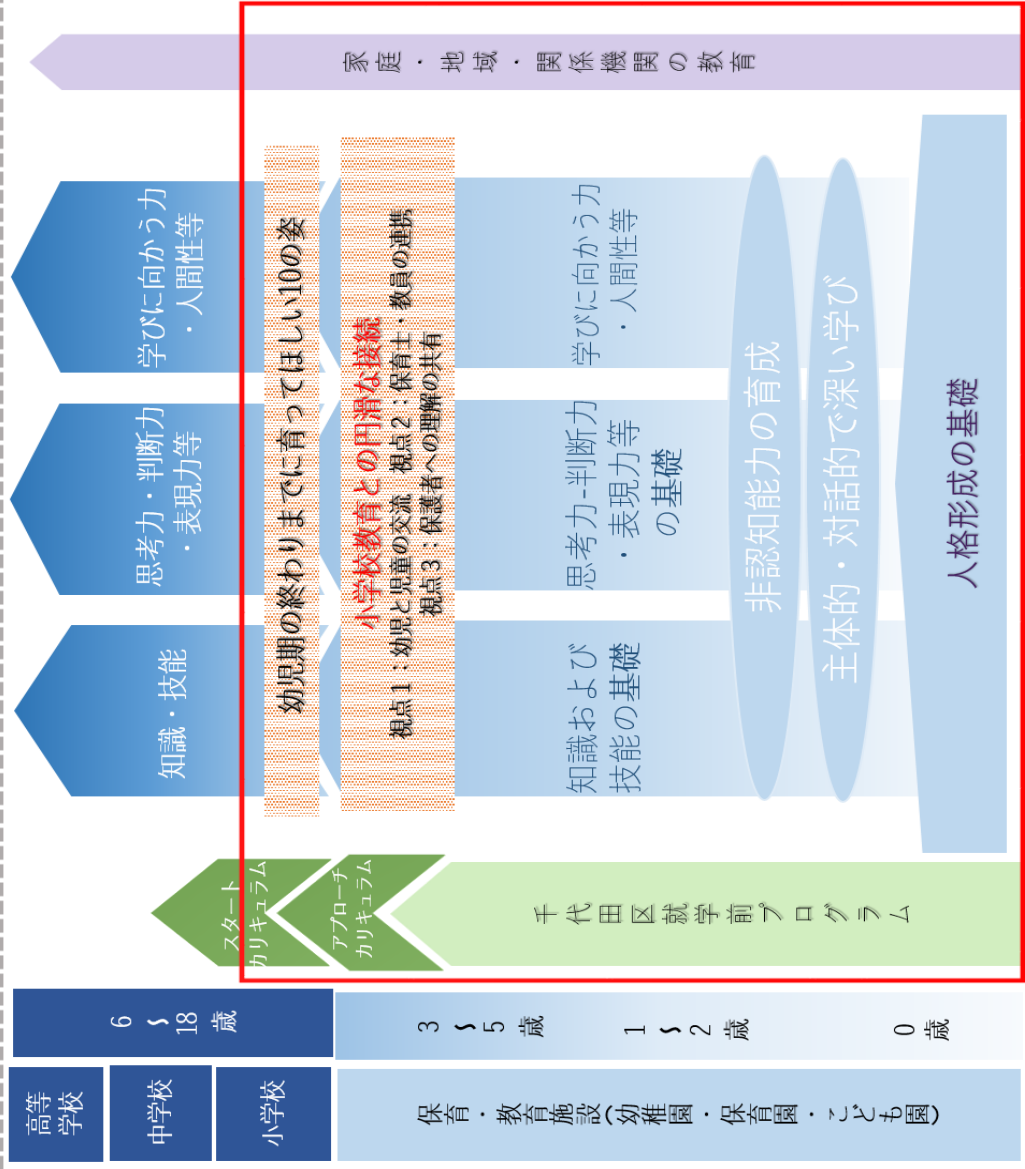
		氏名	役職
1	学識経験者	福元 真由美	青山学院大学 教授
2	区立小学校代表	渡辺 裕之	番町小学校 校長
3-1	区立幼稚園代表①	穴原 江美	千代田幼稚園 園長
3-2	区立幼稚園代表②	横澤 峰紀子	九段幼稚園 園長
4-1	区立保育園代表①	永野 京子	西神田保育園 園長
4-2	区立保育園代表②	小宮 三枝子	四番町保育園 園長
5-1	区内私立保育園代表	倉掛 秀人	千代田せいが保育園 園長
5-2	区内私立保育園代表	吉田 ひとみ	ほっぺるランド西神田 園長
6	区内認定こども園代表	小松崎 珠美	グローバルキッズ飯田橋こども園 園長
7	区内地域型保育事業代表	射場 紀江	ゆうてまち保育園 施設長
8	区内幼保一体施設代表	手塚 知子	小学館アカデミー昌平保育園 施設長
9	関係団体区民	佐藤 祐子	主任児童委員
10	区内発達支援事業者	中田 弾	児童発達支援・放課後等デイサービス ぴかいち 代表理事
11	行政	新井 玉江	千代田区教育委員会事務局 子ども支援課長
12	区立教育研究所	大関 邦子	千代田区立教育研究所 教育研究専門員

【事務局】

子ども部長		
清水 章		
教育担当部長		
佐藤 尚久		
子ども総務課		
大谷 由佳		
指導課		
山本 真	田中 博	戸栗 大貴
子ども支援課		
古畑 裕美	三上 千郷	仲程 由佳
子育て推進課		
中根 昌宏	保坂 由紀	川合 美津子

【生きる力を育む】 非認知能力・認知能力

これからの社会が、どんなに変化して予測困難な時代になっても、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現してほしい。



就学前保育・教育を通して目指す姿

- 様々なことに興味をもち、自分で考え工夫していく子ども
- 身近な人やものに親しみを持ち、やさしく思いやりのある子ども
- 元気に体を動かして遊ぶ子ども

幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿

- 健康な心と体
- 協同性
- 道徳性・規範意識の芽生え
- 社会生活との関わり
- 自然との関わり・生命尊重
- 数量・図形・文字等への関心・感覚
- 言葉による伝え合い
- 豊かな感性と表現

教育・保育のねらいに関する5つの領域

(新)1~2歳/3~5歳

- 健康
- 環境
- 表現
- 人間関係
- 言葉

乳児の育ちに関する3つの視点

- 健やかにのびのびと育つ
- 身近な人と気持ちを通じ合う
- 身近なものと関わり感性が育つ

議案第5号

教育事務に関する議案の意見聴取について

令和4年2月7日付3千政総務発第339号で照会のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

以下の議案に対する教育委員会の意見

特になし

- 1 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

3千政総務発第339号
令和4年2月7日

千代田区教育委員会 御中

千代田区長
樋口 高 顕
(公印省略)

教育事務に関する議案に係る意見聴取について

令和4年第1回千代田区議会定例会に下記の議案を提出するに当たり、別紙案のとおり作成いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

議案名

- 1 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例



職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年千代田区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「区の職」を「千代田区のいずれかの職（以下「区の職」という。）」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第14条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第15条第1項中「前条第2号ア及びイのいずれにも該当する」を「前条第2号の勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に、「当該」を「、当該」に改める。

第18条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第3号アに掲げる非常勤職員は育児休業の承認の請求を、改正後の条例第14条第2号の勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員は部分休業の承認の請求を、それぞれこの条例の施行の日前においても行うことができる。

新旧対照表

○職員の育児休業等に関する条例

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年千代田区条例第7号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員(削除)</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び千代田区の<u>いずれかの職(以下「区の職」という。)</u>に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して千代田区規則(以下「規則」という。)で定める非常勤職員</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に区の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年千代田区条例第7号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) <u>千代田区のいずれかの職(以下「区の職」という。)</u>に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<u>区の職</u>に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) 勤務日の日数を考慮して千代田区規則(以下「規則」という。)で定める非常勤職員</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に区の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「再任用短時間勤務職員等」という。)) を除く。</u></p>	<p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「再任用短時間勤務職員等」という。)) を除く。)</p>
<p>(削除)</p>	<p>ア <u>区の職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>イ <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p>
<p>(部分休業の承認)</p>	<p>(部分休業の承認)</p>
<p>第15条 部分休業の承認は、勤務時間条例及び幼稚園教育職員勤務時間条例に規定する正規の勤務時間 (前条第2号の勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間) の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>	<p>第15条 部分休業の承認は、勤務時間条例及び幼稚園教育職員勤務時間条例に規定する正規の勤務時間 (前条第2号ア及びイのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては当該会計年度任用職員について定められた勤務時間) の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>
<p>2 (現行と同じ)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 (現行と同じ)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</p>	
<p>第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、<u>育児休業に関する制度その他の規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、<u>当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p>	
<p>(勤務環境の整備に関する措置)</p>	
<p>第19条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	
<p>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</p>	
<p>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</p>	
<p>(3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p>	
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第20条 この条例に定めるもののほか、育児休業等に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p>	<p>第18条 この条例に定めるもののほか、育児休業等に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p>
<p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u></p>	
<p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p>	
<p><u>（施行前の準備）</u></p>	
<p>2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。） 第2条第3号アに掲げる非常勤職員は育児休業の承認の請求を、改正後の条例第14条第2号の勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員は部分休業の承認の請求を、それぞれこの条例の施行の前においても行うことができる。</p>	

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「公民権行使等休暇」の次に「、出生サポート休暇」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

新旧対照表

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（特別休暇）</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>（1） 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、<u>出生サポート休暇</u>、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子の看護休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇</p> <p>（2） 前号以外の職員 公民権行使等休暇、<u>出生サポート休暇</u>、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子の看護休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇及び短期の介護休暇</p> <p>2 （現行に同じ）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（特別休暇）</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>（1） 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子の看護休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇</p> <p>（2） 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子の看護休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇及び短期の介護休暇</p> <p>2 （略）</p>

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年千代田区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「妊娠出産休暇及び」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

新旧対照表

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(給与の減額)</p> <p>第19条 職員が勤務しないときは、休日（勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第15条から第17条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（教育委員会規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（生理休暇にあつては、教育委員会規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 (現行に同じ)</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第19条 職員が勤務しないときは、休日（勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第15条から第17条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（教育委員会規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（<u>妊娠出産休暇及び生理休暇</u>にあつては、教育委員会規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 (略)</p>

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例等について

政策経営部 人事課

教育委員会事務局子ども部 指導課

1 趣 旨

職員の妊娠、出産、育児等と仕事との両立を支援する観点から、出生サポート休暇の新設、非常勤職員の育児休業等の見直し、育児休業取得奨励の環境整備及び妊娠出産休暇の有給化を行う。

2 改正内容

項目（関係条例）	改正内容						
(1) 出生サポート休暇の新設 (職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第15条、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第17条)	<ul style="list-style-type: none">職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇として、「出生サポート休暇」を新設する。 <p>【参考】休暇概要（条例施行規則で定める。）</p> <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>ア 休暇日数</td><td>1会計年度当たり5日間(体外受精等の不妊治療を受ける場合にあっては10日間)</td></tr><tr><td>イ 給与</td><td>給与減額は免除</td></tr></tbody></table>	項目	内容	ア 休暇日数	1会計年度当たり5日間(体外受精等の不妊治療を受ける場合にあっては10日間)	イ 給与	給与減額は免除
項目	内容						
ア 休暇日数	1会計年度当たり5日間(体外受精等の不妊治療を受ける場合にあっては10日間)						
イ 給与	給与減額は免除						
(2) 非常勤職員の育児休業、部分休業の見直し (職員の育児休業等に関する条例第2条、第14条、第15条)	<ul style="list-style-type: none">非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を廃止する。						
(3) 育児休業の個別周知、意向確認、勤務環境整備 (職員の育児休業等に関する条例第18条、第19条)	<ul style="list-style-type: none">任命権者は、職員又はその配偶者が妊娠等したことを申し出たときは、育児休業等の制度周知及び請求意向の確認を行う。任命権者は、育児休業の請求が円滑に行われるようにするため、相談体制の整備等を行う。						
(4) 妊娠出産休暇の有給化 (職員の給与に関する条例第14条、幼稚園教育職員の給与に関する条例第19条)	<ul style="list-style-type: none">給与減額免除の限度日数を定めている休暇から妊娠出産休暇を削除する。 (詳細は別紙のとおり。)						

3 施行期日 令和4年4月1日

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例等について

政策経営部 人事課

教育委員会事務局子ども部 指導課

1 趣 旨

職員の妊娠、出産、育児等と仕事との両立を支援する観点から、出生サポート休暇の新設、非常勤職員の育児休業等の見直し、育児休業取得奨励の環境整備及び妊娠出産休暇の有給化を行う。

2 改正内容

項目（関係条例）	改正内容						
(1) 出生サポート休暇の新設 （職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第15条、 幼稚園教育職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する条例 第17条）	<ul style="list-style-type: none"> 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇として、「出生サポート休暇」を新設する。 <p>【参考】休暇概要（条例施行規則で定める。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 休暇日数</td> <td>1会計年度当たり5日間（体外受精等の不妊治療を受ける場合にあっては10日間）</td> </tr> <tr> <td>イ 給与</td> <td>給与減額は免除</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	ア 休暇日数	1会計年度当たり5日間（体外受精等の不妊治療を受ける場合にあっては10日間）	イ 給与	給与減額は免除
項目	内容						
ア 休暇日数	1会計年度当たり5日間（体外受精等の不妊治療を受ける場合にあっては10日間）						
イ 給与	給与減額は免除						
(2) 非常勤職員の育児休業、部分休業の見直し （職員の育児休業等に関する条例第2条、第14条、 第15条）	<ul style="list-style-type: none"> 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を廃止する。 						
(3) 育児休業の個別周知、意向確認、勤務環境整備 （職員の育児休業等に関する条例第18条、第19条）	<ul style="list-style-type: none"> 任命権者は、職員又はその配偶者が妊娠等したことを申し出たときは、育児休業等の制度周知及び請求意向の確認を行う。 任命権者は、育児休業の請求が円滑に行われるようにするため、相談体制の整備等を行う。 						
(4) 妊娠出産休暇の有給化 （職員の給与に関する条例第14条、幼稚園教育職員の給与に関する条例第19条）	<ul style="list-style-type: none"> 給与減額免除の限度日数を定めている休暇から妊娠出産休暇を削除する。 						

3 施行期日 令和4年4月1日

千代田区保育施設等運営基準条例の一部改正について

1 改正条例

千代田区保育施設等運営基準条例

2 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴い、本区条例の一部を改正するものである。

3 改正内容

(1) 記録の保存等に係る見直し（条例本則第70条第1項）

保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、事業運営に係る諸記録（例：人事関係書類、保育計画）の保存等について、電磁的記録（※）による対応も認めることとする。この改正により、従前、書面による帳簿を整備することとされていたが、電磁的記録そのものを帳簿として扱うことができることとなる。

（※）電磁的記録：人の知覚では認識できない、電子式・磁気式・光学式などの方法で記録され、コンピューターで処理される記録をいう。

(2) 保護者への同意の取得等に係る見直し（条例第70条第2項から第6項）

保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等の観点から、保育所等の事業者等による利用者への電磁的方法による書面等の提供が可能である旨を規定し直すとともに、保護者等への同意の取得についても電磁的方法による対応を認めることとする。

(3) その他の改正（条例本則第5条、第38条、第42条、第53条及び附則第5条）

基準上求められている連携の内容の困難性から、特定教育・保育施設等との連携施設の確保に関する経過措置についての例外規定の時限措置を延長（経過措置期間を5年（令和元年度末まで）から10年（令和6年度末まで）に延長）するとともに、その他所要の規定を整備する。

4 施行年月日

公布の日から

ただし、附則第5条の規定は令和2年4月1日から適用する。

5 根拠基準

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）

6 新旧対照表

別紙のとおり

新旧対照表

○千代田区保育施設等運営基準条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>改正 令和 年 月 日 条例 第 号 千代田区保育施設等運営基準条例 第 2 章 特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の運営に関する基準 第 2 節 特定教育・保育施設の運営に関 する基準 第 2 款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) 第 5 条 (現行に同じ)</p>	<p>改正 千代田区保育施設等運営基準条例 第 2 章 特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の運営に関する基準 第 2 節 特定教育・保育施設の運営に関 する基準 第 2 款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) 第 5 条 (略)</p>
	<p>2 <u>特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u> <u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち</u> <u>ア又はイに掲げるもの</u> <u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u> <u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u> <u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u> 3 <u>前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p>

	<p>4 <u>第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p>5 <u>特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u></p> <p>(2) <u>ファイルへの記録の方式</u></p> <p>6 <u>前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p>
<p>第3節 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第2款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 (現行に同じ)</p>	<p>第3節 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第2款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 (略)</p>
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。<u>ただし、連携施設の確保が著しく困難であると区が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</u></p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p>
<p>(1) (現行に同じ)</p> <p>(2) (現行に同じ)</p> <p>(3) (現行に同じ)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>2 <u>区長は、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに</u></p>	

<p>係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p>	
<p>3 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、<u>第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の区の指定する施設を適切に確保しなければならない。</u></p>	<p>2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、<u>前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の区の指定する施設を適切に確保しなければならない。</u></p>
<p>4 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。<u>次項において「保育所型事業所内保育事業」という。</u>）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	<p>3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>
<p>5 <u>保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、区長が相当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p>	
<p>6 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>第3章 認証保育所等の運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意） 第53条 （現行に同じ）</p>	<p>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>第3章 認証保育所等の運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意） 第53条 （略）</p>
<p>第4章 雑則 （電磁的記録等） 第70条 特定教育・保育施設等及び認証保育所等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）によ</p>	<p>2 <u>第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u> 第4章 雑則</p>

り行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等及び認証保育所等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者及び認証保育所等保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等及び認証保育所等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者及び認証保育所等保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等及び認証保育所等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち
ア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等及び認証保育所等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者及び認証保育所等保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等及び認証保育所等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者及び認証保育所等保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者及び認証保育所等保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者及び認証保育所等保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等及び認証保育所等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその

他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者及び認証保育所等保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等及び認証保育所等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者及び認証保育所等保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等及び認証保育所等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等及び認証保育所等は、当該教育・保育給付認定保護者及び認証保育所等保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者及び認証保育所等保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者及び認証保育所等保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各

号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

千代田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

1 改正条例

千代田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正されたのに伴い、同基準に基づき定める本区条例の一部を改正するものである。

3 改正内容

（1）居宅訪問型保育事業を利用できる家庭状況の明文化（条例本則第37条）

ひとり親家庭において子を養育する保護者が疾病等で身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において子を保育することが困難な場合を追加する。

（2）記録の保存等に係る見直し（条例本則第50条）

家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、事業運営に係る諸記録（例：人事関係書類、保育計画）の保存等について、電磁的記録（※）による対応を認めることとする。この改正により、従前、書面による帳簿を整備することとされていたが、電磁的記録そのものを帳簿として扱うことができることとなる。

（※）電磁的記録：人の知覚では認識できない、電子式・磁気式・光学式などの方法で記録され、コンピューターで処理される記録をいう。

4 施行日 公布の日から

5 根拠基準

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

6 新旧対照表

裏面のとおり

新旧対照表（抄）

○千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第1条から第36条まで（現行に同じ） （居宅訪問型保育事業）</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 （1）から（3）まで（現行に同じ） （4） 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと区が認める乳幼児に対する保育</p> <p>（5） 居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると区が認める地域において行う保育</p>	<p>第1条から第36条まで（略） （居宅訪問型保育事業）</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 （1）から（3）まで（略） （4） 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと区が認める乳幼児に対する保育</p> <p>（5） 居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると区が認める地域において行う保育</p>
<p>第38条から第49条まで（現行に同じ）</p> <p><u>第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第38条から第49条まで（略）</p>

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和4年2月8日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
2	8	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
2	9	水	8:00~ 9:00~ 9:00~	合格発表(HP) 合格発表(掲示) 入学手続き(~15:00)	九段中等教育学校 九段中等教育学校 九段中等教育学校	
2	10	木	9:00~	入学手続き(~12:00)	九段中等教育学校	
2	11	金				
2	12	土				
2	13	日				
2	14	月				
2	15	火				
2	16	水				
2	17	木				
2	18	金	13:45~	人権尊重教育推進校研究発表会 ◎	千代田小学校	教育委員出席
2	19	土	13:30~	第2回「GIGAスクール構想」保護者向けオンラインセミナー	教育委員会室よりオンライン配信	
2	20	日				
2	21	月				
2	22	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
2	23	水				
2	24	木				
2	25	金	13:30~	研究発表会	オンライン	
2	26	土				
2	27	日				
2	28	月				
3	1	火				

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
3	2	水				
3	3	木				
3	4	金				
3	5	土	10:00~	九段中等教育学校 卒業式	九段中等教育学校	
3	6	日				
3	7	月				
3	8	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
3	9	水				
3	10	木				
3	11	金				
3	12	土	10:00~ 11:00~ 14:00~	保育園 卒園式 神田一橋中学校通信教育課程 卒業式 新入生ガイダンス	九段中等教育学校	
3	13	日				
3	14	月				
3	15	火		心をつなぐ体験授業	東京ジョイポリス	
3	16	水				
3	17	木	10:00~	幼稚園・こども園 修了式		
3	18	金	10:00~	麴町中学校・神田一橋中学校 卒業式		
3	19	土				
3	20	日				
3	21	月				
3	22	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
3	23	水				

「広報千代田」 2月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 16件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
1	児童・家庭支援センター 子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う、千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会	3月11日(金)10時30分～11時30分	あい・ぽーと麹町(三番町7)	NPO法人あい・ぽーとステーション
2	文化振興課 図書フロア企画展示「MANGA」	漫画の歴史を辿りながら、国内外の漫画、漫画から生まれた文化を紹介	2月22日(火)～6月17日(金)	日比谷図書文化館(日比谷公園1-4)	日比谷図書文化館
3	文化振興課 千代田図書館おはなし会	毎月開催している千代田図書館のおはなし会	3月13日(日)11時～	子ども室(区役所10階)	千代田図書館
4	文化振興課 千代田Web図書館講習会	千代田Web図書館で所蔵するさまざまな電子書籍の魅力を紹介	3月18日(金)19時～20時30分	第1・2研修室(区役所9階)	千代田図書館
5	文化振興課 千代田こども縁日	遊びとアートのお店・こども向けのショー	3月6日10時30分～16時	万世橋区民館7・8階	就学準備教室りりふ
6	文化振興課 トナリ アートに触れて癒されるワークショップシリーズ第二弾	アート展示とアートに関するワークショップを同時開催	3月19日(土)～27日(日)10時～18時	アーツ千代田3331(外神田6-11-14)	トナリ実行委員会
7	文化振興課 内幸町ホール文化祭	区内を主な活動拠点としている文化団体の活動成果発表会	3月7日(月)～13日(日)	内幸町ホール	内幸町ホール

8	生涯学習・スポーツ課	千代田区民踊連盟神田公園支部会員募集のお知らせ	千代田区民踊連盟神田公園支部の会員を募集	3月19日・26日、4月2日・9日いずれも土曜10時30分～12時	内神田集会室	千代田区民踊連盟
9	生涯学習・スポーツ課	令和4年度日曜青年教室受講生募集	令和4年度日曜青年教室の受講生を募集	4月～令和5年3月の日曜(原則月2回)	九段生涯学習館ほか	
10	生涯学習・スポーツ課	日曜青年教室ボランティア募集	日曜青年教室のボランティアを募集	4月～令和5年3月の日曜(原則月2回)のうち参加できる日	九段生涯学習館ほか	
11	生涯学習・スポーツ課	第14期生涯学習推進委員を募集	第14期生涯学習推進委員を募集	4月～令和6年3月		
12	生涯学習・スポーツ課	すぽすたちよだクラブ スタディ(文化学習)プログラム	会員でない方も参加できる講座を開催。①ハッピーハンドメイド「オーガンジー刺繍のピアス」②モテレシピ「鶏の五香粉焼き・ブロッコリーの四川和え」	①3月10日(木)18時30分～20時30分②3月13日(日)10時30分～12時30分	①九段生涯学習館 ②スポーツセンター	九段生涯学習館ほか
13	生涯学習・スポーツ課	区内生涯学習交流事業 九段フェス2022(オンライン開催)	九段生涯学習館を舞台とした祭典「九段フェス2022」、今年はオンラインで開催	3月20日(日)10時～17時	九段生涯学習館	九段生涯学習館
14	生涯学習・スポーツ課	千代田区陸上競技選手権大会	区内在住・在勤・在学の日本陸上競技連盟登録者を対象とした陸上大会	4月10日(日)9時～	江戸川区陸上競技場(江戸川区清新町2-1-1)	体育協会
15	生涯学習・スポーツ課	太極拳初心者講習会	区内在住・在勤・在学者を対象とした太極拳講習会	4月12日～5月24日の毎週火曜(5/3を除く全6回)18時30分～20時	スポーツセンター	体育協会
16	生涯学習・スポーツ課	水泳講習会(スキルアップ)	15歳以上の区内在住・在勤・在学者(中学生を除く)を対象とした泳力別の講習会	4月13日(水)・20日(水)・27日(水)(全3回)18時45分～20時15分	神田さくら館	体育協会